第3部 各論

第1編 補助金

- 第1 千葉県中小企業振興資金 (環境保全資金) 利子補給
 - 一 補助金の内容

1 概要

千葉県中小企業振興資金(環境保全資金)利子補給は、金融機関に対し、同金融機関から環境保全資金の融資を受けた中小企業が同金融機関に対して支払義務を 負う利子相当額を交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、630万円である。平成29年度の予算額は、510万である。平成27年度の決算額は、684万円、平成26年度の決算額は、462万円である。

3 経緯

現行の制度は平成22年度から開始された(昭和45年度から利子補給事業は開始されている。)。

資金力の弱い中小企業者の環境保全の取組を支援するため、昭和45年度に、公害防止施設の整備及び公害防止のための工場移転を対象に、「公害防止施設改善資金」が開始された。その後、平成8年度に低公害車やエネルギー有効利用施設等にも融資対象が広げられ、平成13年度にはディーゼル規制に対応した自動車及び装着装置にも融資対象が拡大された。

平成26年度をもって利子補給の新規受付を終了している。

4 受給者

形式的受給者は中小企業に融資をする金融機関、実質的受給者は金融機関から融資を受ける中小企業である。

5 交付要綱

(1) 目的

中小企業者等の環境保全対策を促進するためである。

(2) 事業

環境保全資金の融資である。

- (3) 交付申請
 - ① 申請書

環境保全資金利子補給金交付申請書

② 添付書類

定めなし

- (4) 実績報告
 - 報告書
 実績報告書
 - ② 添付書類定めなし

6 交付申請

(1) 申請書

7月末及び1月末までに金融機関から、交付申請書及び実績報告書の提出を受け、 書類の確認及び額の確定を行っている。

(2) 添付書類 支払利息の計算書

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

- 8 実績報告
- (1) 報告書

7月末及び1月末までに金融機関から、交付申請書及び実績報告書の提出を受け、 書類の確認及び額の確定を行っている。

(2) 添付書類支払利息の計算書

- 二 指摘・意見
- 1 指摘
- (1) 手続の適正
 - ① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項は、県が暴力団排除に必要な措置を講ずることが求められているところ、県は、関係部署に対し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」にて、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。中小企業振興資金(環境保全資金)利子補給の実質的な受給者は融資を受けた中小企業であるから、その中小企業を対象とする暴力団排除条項を制定し、かつその中小企業の役員につき、県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第2 千葉県青少年協会育成費補助金

一 補助金の内容

1 概要

青少年の健全な育成を図るため活動する公益財団法人千葉県青少年協会に対し、 交付される補助金である。

対象事業は千葉県青少年協会が実施する次の事業である。

- ・青少年の生きる力を育む実践的な体験活動事業
- ・青少年の自立と社会参加を促進する事業
- ・困難を抱える青少年への支援事業
- ・青少年の健全な成長を支える地域・社会づくりを推進する事業
- ・青少年の健全育成活動の普及・啓発事業
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、4059万7000円である。平成29年度の予算額は、2799万4000円である。平成27年度の決算額は、4059万7000円、平成26年度の決算額も、4059万7000円である。

3 経緯

昭和49年度に開始されている。資料が保存されておらず経緯は不明である。

4 受給者

公益財団法人千葉県青少年協会

5 交付要綱

(1) 目的

青少年の健全な育成を図るため活動する公益財団法人千葉県青少年協会に対して補助金を交付することである。

(2) 事業

千葉県青少年協会が実施する次の事業である。

- ・青少年の生きる力を育む実践的な体験活動事業
- ・青少年の自立と社会参加を促進する事業
- ・困難を抱える青少年への支援事業
- ・青少年の健全な成長を支える地域・社会づくりを推進する事業
- ・青少年の健全育成活動の普及・啓発事業
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

補助率は次(要綱別表)のとおりである。平成28年度に、補助対象事業を概要 レベルで特定する必要があるため、要綱別表が設定された。

事業名	補助対象経費	補助率
青少年健全育成事業(人	協会が行う青少年健全育成事業の実施	85/100
件費及び管理運営費)	に必要な人件費及び管理運営費	以内
青少年健全育成事業	協会が行う下記の青少年健全育成事業	10/10
(中核事業)	の実施に必要な経費	以内
	・中学生の主張県大会	
	• 青少年育成県民会議推進大会	
	• 青少年育成市町村民会議	
青少年健全育成事業	協会が行う中核事業以外の青少年健全	1/2
(その他)	育成事業の実施に必要な経費	以内

(3) 交付申請

① 申請書

青少年協会育成費補助金交付申請書

② 添付書類 収支予算書、事業計画書

(4) 実績報告

① 報告書

青少年協会育成費補助金事業実績報告書

② 添付書類 収支決算(見込)書、事業報告書

6 交付申請

(1) 申請書

青少年協会育成費補助金交付申請書

(2) 添付書類

収支予算書、事業計画書

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

青少年協会育成費補助金事業実績報告書

(2) 添付書類

収支決算(見込)書、事業報告書である。当該実績報告書に、収支計算書や事業 報告にかかる資料も添付される。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第3 千葉県青少年補導員連絡協議会活動費補助金

一 補助金の内容

1 概要

青少年の非行防止と健全育成を図ることを目的として、市町村が設置運営する青 少年補導(指導)センターに所属する青少年補導(委)員をもって組織する千葉県 青少年補導員連絡協議会の活動費の一部に対し交付される補助金である。

この補助金の対象となる事業は、千葉県青少年補導員連絡協議会が実施する次の事業である。

- ・少年の補導活動に対する調査研修に関すること。
- ・街頭補導並びに少年相談に関すること。
- ・社会環境の浄化に関すること。
- ・その他1条の目的を達成するために必要と認める事項。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、54万円である。平成29年度の予算額も、54万円である。平成27年度、平成26年度の決算額も、54万円である。

3 経緯

昭和53年度に開始されている。関連書類は以下のとおりである。

「要望書について(供覧)」(昭和51年11月27日)

千葉県青少年補導員連絡協議会代表幹事から、要望書(協議会活動への助成)の提出

・「補助金交付要望書について」(昭和52年11月22日) 千葉県青少年補導員連絡協議会会長から、補助金交付要望書の提出

4 受給者

千葉県青少年補導員連絡協議会

5 交付要綱

(1) 目的

青少年の非行防止と健全育成を図ることを目的として、市町村が設置運営する青 少年補導(指導)センターに所属する青少年補導(委)員をもって組織する千葉県 青少年補導員連絡協議会の活動費の一部に対し、補助金を交付することである。

(2) 事業

千葉県青少年補導員連絡協議会が実施する次の事業である。

- ・少年の補導活動に対する調査研修に関すること。
- ・街頭補導並びに少年相談に関すること。
- ・社会環境の浄化に関すること。
- ・その他1条の目的を達成するために必要と認める事項。 補助率は市町村が支出する当該事業費の2分の1以内とされている。
- (3) 交付申請
 - ① 申請書

千葉県青少年補導員連絡協議会活動費補助金交付申請書

② 添付書類 収支予算書、事業計画書、千葉県青少年補導員連絡協議会規約及び役員名簿、 各青少年補導センター補導(委)員数

- (4) 実績報告
 - ① 報告書

千葉県青少年補導員連絡協議会活動実績報告書

② 添付書類 収支決算(見込)書、事業報告書

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県青少年補導員連絡協議会活動費補助金交付申請書

(2) 添付書類

収支予算書、事業計画書、千葉県青少年補導員連絡協議会規約及び役員名簿、各 青少年補導センター補導(委)員数

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

- 8 実績報告
- (1) 報告書

千葉県青少年補導員連絡協議会活動実績報告書

(2) 添付書類

収支決算(見込)書、事業報告書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第4 千葉県文化振興財団総合文化振興事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

少年少女の豊かな音楽活動の促進とオーケストラ活動の普及に努めるとともに、 演奏活動を通じて、地域との交流やふれあいを深め、千葉県文化の振興に寄与する ため、千葉県によって設置された千葉県少年少女オーケストラの育成に係る以下の 経費を助成するための補助金である。

- ・少年少女オーケストラ育成に係る賃金、報酬費
- ・楽器消耗品費等の経費
- ・楽器修繕の経費

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3673万4000円である。平成29年度の予算額 も、3673万4000円である。平成27年度の決算額は、3573万4000 円、平成26年度の決算額は、3460万2000円である。

3 経緯

平成8年4月に、平成8年度からスタートした「ちば新時代5カ年計画」の重点施策として、21世紀を担う少年少女の豊かな音楽文化活動の促進と、オーケストラの普及啓蒙に努めるとともに、演奏活動を通じて地域の交流やふれあいを深め、千葉県の文化振興に寄与するため、県レベルでは全国初となる「千葉県少年少女オーケストラ」を県が創設した。当該少年少女オーケストラの管理運営については、千葉県の音楽振興に寄与するため、財団法人千葉県文化振興財団が行うこととし、財団内に事務局を設置した。

音楽監督を含む少年少女オーケストラ担当職員の人件費及び楽器購入費・講師費等運営費については、設立当初から県から文化振興財団への補助という形をとっている。

4 受給者

公益財団法人千葉県文化振興財団

5 交付要綱

(1) 目的

少年少女の豊かな音楽活動の促進とオーケストラ活動の普及に努めるとともに、 演奏活動を通じて、地域との交流やふれあいを深め、千葉県文化の振興に寄与する ことである。

(2) 事業

千葉県少年少女オーケストラの育成である。

- (3) 交付申請
 - ① 申請書

千葉県文化振興財団総合文化振興事業費補助金交付申請書

② 添付書類 収支予算書、事業計画書

- (4) 実績報告
 - ① 報告書

千葉県文化振興財団総合文化振興事業実績報告書

② 添付書類 収支決算(見込)書、事業報告書

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県文化振興財団総合文化振興事業費補助金交付申請書

(2) 添付書類 収支予算書、事業計画書

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

補助対象経費は、財団が行う文化振興事業、青少年育成に資する文化事業、その他芸術文化事業の実施に必要な経費であり、客観的な基準はない。少年少女オーケストラの管理運営費として600万円、人件費として2773万円を定額補助している。また、楽器に関しては購入後20年以上経過しており、平成20年以来修繕していないことから、平成28年度から平成30年度までの3か年計画で修繕を行っている。

積算内訳は以下のとおりである。

少年少女オーケストラ管理運営費600万円

練習経費523万6000円、楽器消耗品費43万5000円、

募集経費7万1000円、選考会経費15万8000円、運営事務費10万円、 楽器修繕費300万円

8 実績報告

(1) 報告書

千葉県文化振興財団総合文化振興事業実績報告書

(2) 添付書類

収支決算(見込)書、事業報告書

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

実績報告が単に費目別の金額が掲載された決算書を添付するのみで、実際に支 出があったことの裏付けとなる書類が添付されていない(要綱10条に証拠書類 を保管しなければならない旨の定めがあり、必要に応じて県が確認をすることは 可能であるが、県が証拠書類の確認をしたことはない。)。実績報告書に支出を明 らかにする領収書等の支出証拠書類を添付させて確認しなければ、補助対象事業 が実際に行われたか否か、補助金がその事業に充てられたか否かが明らかになら ない。よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 補助金額の決定基準

補助金額の決定基準について要綱に定めがなく、補助金の支給金額の決定過程において客観性が担保されていない。補助金額の決定につき、客観的な基準を設けることが望ましい。

第5 ちば環境再生推進委員会運営費等補助金

一 補助金の内容

1 概要

ちば環境再生計画を適正に実施するため、一般財団法人千葉県環境財団が設置するちば環境再生推進委員会に必要な経費のうち、ちば環境再生推進委員会運営費等補助金交付要綱3条に掲げる経費(委員会及び部会の開催経費、委員会運営に伴う人件費及び事務費)について、予算の範囲内において交付される補助金である。

対象事業は、ちば環境再生推進委員会の運営事業である。補助金の使途は、ちば 環境再生推進委員会運営費等補助金交付要綱3条に掲げる経費(委員会及び部会の 開催経費、委員会運営に伴う人件費及び事務費)である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1194万4000円である。平成29年度の予算額 も、1194万4000円である。平成27年度の決算額は、1140万円、平成 26年度は1143万7000円である。

3 経緯

平成14年度から開始されている。

関連簿冊が保存期間満了により廃棄済のため確認不能である。

4 受給者

一般財団法人千葉県環境財団

平成28年度の収支決算について、収入は1899万円(補助金収入1122万円を含む)、支出は2488万円、当期収支差額は△589万円、基金残高は8億5678万円である。

5 交付要綱

(1) 目的

ちば環境再生計画を適正に実施するため、一般財団法人千葉県環境財団が設置するちば環境再生推進委員会に必要な経費のうち、ちば環境再生推進委員会運営費等補助金交付要綱3条に掲げる経費(委員会及び部会の開催経費、委員会運営に伴う人件費及び事務費)について補助することである。

(2) 事業

ちば環境再生推進委員会の運営事業である。

- (3) 交付申請
 - ① 申請書

ちば環境再生推進委員会運営費等補助金交付申請書

② 添付書類

収支予算書、事業計画書

- (4) 実績報告
 - ① 報告書

ちば環境再生推進委員会運営費等補助金実績報告書

② 添付書類

収支決算(見込)書、事業報告書

6 交付申請

(1) 申請書

ちば環境再生推進委員会運営費等補助金交付申請書

(2) 添付書類

収支予算書、事業計画書

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

- 8 実績報告
- (1) 報告書

ちば環境再生推進委員会運営費等補助金実績報告書

(2) 添付書類

収支予算書、事業計画書

なお、収支決算(見込)書について、補助対象となる運営費等については確定している。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

- (1) 効率性
 - ① 資力ある者への補助金交付

基金の残高は、平成15年度には10億円を超え、平成22年度以降逓減しているものの、平成28年度も8億5000万円を超えている。他方、平成28年度の補助金額は1194万4000円である。それゆえ、資金面だけを見れば、少なくとも当面は補助の必要性はない。それでも補助金を交付し続けるには理由がある筈であるが、その理由につき、収支が支出超過で基金の残高が逓減しつつあるというだけでは説明として十分ではない。県は、県民に対し、多額の資産を持つ者に対して補助金を交付し続けていることにつき、その理由を具体的に説明する必要があると考える。

第6 千葉県ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金造成事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

負担能力の小さい中小企業者等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という)廃棄物について円滑な処理を促進するため、国及び都道府県が協調して支援し、変圧器等の処理費用の低減を図るために交付される補助金である。

対象事業は、高濃度PCB廃棄物の処理事業である。国及び地方公共団体等の拠出により平成13年度から独立行政法人環境再生保全機構にPCB廃棄物処理基金を創設し、中小企業事業者等の高濃度PCB廃棄物処理費用に対して助成を行う。原則として処分費用の70%を基金から助成するが、対象者が個人の場合は処分費用の95%を基金から助成する。

平成27年度の助成総額は、全国で21億3989万円である。

制度の見直しについて、当初は、平成13年度から平成26年度にかけて国及び

都道府県が毎年20億円ずつ(千葉県は9300万円)拠出する予定であったが、 平成22年度に行われた行政刷新会議での評価結果を受けて、平成23年度から毎年15億円(千葉県は6975万円)に引き下げを行い、さらに平成26年度から毎年7億円(千葉県は3268.4万円)に引き下げることとなった。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3268万4000円である。平成29年度の予算額 も、3268万4000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額 も、3268万4000円である。

3 経緯

平成13年度に開始されている。

ポリ塩化ビフェニル廃棄処理基金の創設について(依頼)(環廃産第486号)

4 受給者

独立行政法人環境再生保全機構・PCB廃棄物処理基金

5 交付要綱

(1) 目的

負担能力の小さい中小企業者等が保管する高濃度PCB廃棄物について円滑な 処理を促進するため、国及び都道府県が協調して支援し、変圧器等の処理費用の低 減を図ることである。

(2) 事業

PCB廃棄物の処理事業である。

- (3) 交付申請
 - ① 申請書

千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成事業補助金交付申請書

② 添付書類

基金の造成計画及び支出計画

- (4) 実績報告
 - ① 報告書

千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成事業実績報告書

② 添付書類

事業実績報告書

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成事業補助金交付申請書

(2) 添付書類

基金の造成計画及び支出計画

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成事業実績報告書

(2) 添付書類

事業実績報告書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第7 千葉県小中学校体育連盟事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

受給者を千葉県小中学校体育連盟とした、各種体育大会の開催や派遣事業、その他教育委員会が必要と認める事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は562万2000円である。平成29年度の予算額は1838万1000円である。平成27年度の決算額は、974万9000円、平成26年度の決算額は885万9000円である。

(1) 交付の始期

昭和43年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因 開始年度が古く、記録が保存されておらず、詳細は不明である。

4 受給者

千葉県小中学校体育を振興し、児童・生徒の体力とスポーツ精神を養うことを目的とする団体である(千葉県小中学体育連盟規約2条)。

連盟の加盟単位は、千葉県内の小・中学校とし、それぞれの学校は、その所在地の支部に所属する(同規約4条)。

5 交付要綱

(1) 目的

小中学校体育の普及と振興を図るため、千葉県小中学校体育連盟が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する(1条)。

(2) 事業

- · 千葉県中学校総合体育大会開催事業
- · 千葉県中学校新人体育大会開催事業
- · 千葉県中学校駅伝大会開催事業
- · 千葉県中学校陸上競技大会開催事業
- · 千葉県中学校水泳競技大会開催事業
- ·全国中学校体育大会派遣事業
- ・その他、千葉県教育委員会が必要と認める千葉県小中学校体育連盟が行う事業

6 交付申請

申請書の必要的記載事項:交付申請額、実施計画書(補助事業の目的、補助事業の内容、実施(参加)種目及び参加人員、会場及び日程)、収支予算書

7 交付決定

千葉県教育委員会補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知 (交付要綱に特段の定めはない。)。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

報告書の添付書類:実施報告書、収支決算書

9 公益的な効果

小中学校体育の普及と振興に役立っているとのことである。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において「県は、公共工事その他の県の事務又は事業(略)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者(略)を県の事務等から排除するため、県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする」旨規定する。そして、県は、関係部署に対し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」で、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。千葉県小中学校体育連盟事業補助金の受給者は、教職員であるが、県警への照会は、暴力団排除の理念を社会の隅々まで浸透させるために必要な手続であり、職種による例外を認めるものではないため、受給者である千葉県小中学校体育連盟の役

員につき、県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。

② 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書に、領収書等の支出証拠書類が添付されていない。補助対象事業が 実際に行われ、補助金がこれに充てられたことを確認するために、実績報告書に 領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 補助金支出効果の検討について

補助金支出の効果について、補助金の要件、額、存否等の検討のための資料とするための評価を行うことは重要であり、その有効な手段として、客観的な成果目標を立て、その達成度を測ることが考えられる。補助金交付は、事業の公益目的等を設定した上で、交付を行うはずである。そのため、客観的な成果指標によることができる場合にはそれを設定し、それが難しい場合も、客観化し得る方法を模索することが望ましい。そうしなければ、補助金を交付した目的がどの程度達成されたかを具体的に判断することができず、事業の内容を改善しようにもどこをどのように改善すべきか分からないし、そもそも事業内容を見直すという発想が浮かばない可能性もあり得る。それゆえ、補助金の交付に際しては、具体的な成果指標を設定し、実績報告書に基づいて、事業を行ったことによって成果指標をどの程度達成したかを検討することが望ましい。

② 戻入について

過去の実績を基に派遣費を算出し、概算払いをした上で戻入を行っている。平成27年度の戻入額は、434万2342円と多額である。概算払いの金額算定が結果として相当ではなかったと認められる。仮に、毎年概算払いと戻入をすることになれば事務処理の効率も悪い。よって、概算払いの算定方法を検討することが望ましい。

(2) 公益性

① 役員飲料について

支出項目に「飲料費」が含まれており、摘要欄に「役員飲料」と記載されている。平成28年度収支予算書では、全日本中学校通信陸上競技千葉県大会では10万円、千葉県中学校水泳競技大会では5万円、千葉県中学校総合体育大会では34万円(摘要欄が「氷代、役員・審判員飲料等」)が計上されている(千葉県中学校駅伝大会では飲料費が計上されていない。)。金額も比較的多額であり、主役の競技参加者よりも役員が優遇されているという印象も悪いので、公益性に疑問が生ずる。よって、役員飲料については、再検討することが望ましい。

第8 千葉県高等学校体育連盟事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県高等学校体育連盟を受給者とする、各種体育大会の開催や派遣事業、その 他教育委員会が必要と認める事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1665万4000円である。平成29年度の予算額は、1178万8000円である。平成27年度の決算額は、1390万6000円である。平成26年度の決算額は、548万3000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

昭和36年度から交付されている。

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因開始年度が古く、記録が保存されておらず、詳細は不明である。

4 受給者

高等学校の体育を振興し、生徒の体力向上とスポーツ精神の涵養を目的とする団体である(千葉県高等学校体育連盟規約3条)。

千葉県の高等学校をもって組織する(同規約5条)。

5 交付要綱

(1) 目的

高等学校体育の普及と振興を図るため、千葉県高等学校体育連盟が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する(1条)。

(2) 事業

- 関東高等学校体育大会千葉県予選会開催事業
- · 千葉県高等学校総合体育大会開催事業
- · 千葉県高等学校新人体育大会開催事業
- · 千葉県高等学校定通体育大会開催事業
- 全国高等学校総合体育大会派遣事業
- 全国高等学校定時制通信制体育大会派遣事業
- ・その他、教育委員会が必要と認める千葉県高等学校体育連盟が行う事業

6 交付申請

(1) 申請書(必要的記載事項)

申請額、目的、事業內容(実施種目、人員、会場、日程)

(2) 添付書類

実施計画書、収支予算書

7 交付決定

千葉県教育委員会補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知 (交付要綱に特段の定めはない。)。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

報告書の添付書類:実績報告書、収支決算書

- 二 指摘・意見
- 1 指摘
- (1) 手続の適正
 - ① 暴力団排除条項の制定

平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている趣旨は、暴力団排除の理念を社会の隅々まで浸透させるために必要な手続であるから、受給者の役員につき、そこに教職員がいても、暴力団との関係につき県警へ照会すべきである。

② 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書に、領収書等の支出証拠書類が添付されていない。補助対象事業が 実際に行われ、補助金がこれに充てられたことを確認するために、実績報告書に 領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

- (1) 効率性
 - ① 終期の設定について

補助金は一度交付を開始すると廃止するのが難しく、公益性等の要件を満たしている補助金については廃止する積極的な理由がない限り、長期間にわたり補助金が交付され続ける。しかし、県の財政的及び人的資源には限りがあり、県の施策を実現するためには補助金を交付する事業について優先順位を付けざるを得ない場合がある。どの事業に補助金が必要となるかどうかは状況の変化によって変わっていくにもかかわらず、補助金に終期を設定することなく、補助金交付を結果として長期化させ又は固定化することになれば、外に必要となる新規事業が適時に行われないおそれもある。当該補助金の効果は高等学校体育の普及と振興とされ、その重要性は認められるが、補助金交付が昭和43年から約50年間も継続しているため、終期の設定を検討することが望ましい。

第9 千葉県体育協会事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人千葉県体育協会を受給者とした、体育・スポーツの振興のための事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、738万3000円である。平成29年度の予算額も738万3000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、いずれも738万3000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

昭和43年度から交付されている。

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因開始年度が古く、記録が保存されておらず、詳細は不明である。

4 受給者

県民の体力向上とスポーツ活動に関する事業を行い、スポーツ精神の昂揚と県民 スポーツの振興に寄与することを目的とする法人である(公益財団法人千葉県体育 協会定款3条)。

5 交付要綱

(1) 目的

千葉県の体育・スポーツの振興を図るため、公益財団法人千葉県体育協会が行う 事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する(1条)。

(2) 事業

公益目的事業としての(1)競技会事業、(2)生涯スポーツ振興事業、(3)青少年スポーツ育成事業、収益事業としての(1)販売事業、(2)施設管理事業(平成28年度事業報告)。

6 交付申請

(1) 申請書(必要的記載事項) 補助事業の目的及び内容、経費の配分等の補助事業に関する計画、申請額及び算 出の基礎、収支予算

(2) 添付書類

実施計画書、収支予算書

7 交付決定

千葉県教育委員会補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知 (交付要綱に特段の定めはない。)。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類 なし

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている趣旨は、暴力団排除の理念を社会の隅々まで浸透させるために必要な手続であるから、受給者の役員につき、そこに教職員がいても、暴力団との関係につき県警へ照会すべきである。

② 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書に領収書等の支出証拠書類が添付されていない。領収書等の支出証拠書類を確認しなければ、事業の実施の有無、補助金の実際の使途を確認できず、不正支出を見逃す可能性もあるし、事業の具体的内容の把握が不十分になり、効果的に事業を見直すことにもならない。よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 終期の設定について

補助金は一度交付を開始すると廃止するのが難しく、公益性等の要件を満たしている補助金については廃止する積極的な理由がない限り、長期間にわたり補助金が交付され続ける。しかし、県の財政的及び人的資源には限りがあり、県の施策を実現するためには補助金を交付する事業について優先順位を付けざるを得ない場合がある。どの事業に補助金が必要となるかどうかは環境の変化によって変わっていくにもかかわらず、補助金に終期を設定することなく長期化又は固定化することによって、補助金が必要となる新規事業が適時に行われないおそれも生ずる。補助金の交付を開始した昭和43年度から約50年間が経過したこともあり、終期を設定することを検討することが望ましい。

第10 介護老人保健施設整備資金利子補給事業

一 補助金の内容

1 概要

介護老人保健施設の整備の促進及び円滑な運営を図るため、介護老人保健施設の整備を行う者に対し、当該施設整備資金に係る支払利息について利子補給金を交付する補助金である。

対象事業は、社会福祉・医療事業団(現在の独立行政法人福祉医療機構)の新築 資金、増改築資金又は設備備品購入資金を借り入れて行う介護老人保健施設の整備 である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億3320万円である。平成29年度の予算額は、 1億3755万5000円である。平成27年度の決算額は、1億7506万円、 平成26年度の予算額は、2億567万円である。

3 経緯

平成4年度に開始されている。平成14年度の介護老人保健施設の整備に係る借入れまで(実際の借入時期は平成15年度まで)が対象であり、平成16年度以降の新規の借入れは補助対象外としている。

文書が保存されていないため経緯は不明である。

4 受給者

受給者は、平成15年度までに社会福祉・医療事業団から介護老人保健施設の整備のための借入れをし、補助金の交付年度にその借入れの返済を行った者である。

5 交付要綱

(1) 目的

介護老人保健施設の整備の促進及び円滑な運営を図るため、介護老人保健施設の整備を行う者に対し、当該施設整備資金に係る支払利息について利子補給金を交付することである。

(2) 事業

社会福祉・医療事業団(現在の独立行政法人福祉医療機構)の新築資金、増改築 資金又は設備備品購入資金を借り入れて行う介護老人保健施設の整備である。

補助金額は、借入金の年平均残高に、2%または借入利率の1/2のうち低い方の率を乗じて得た額となる。

(3) 交付申請

① 申請書

介護老人保健施設整備資金利子補給金交付申請書・実績報告書

② 添付書類該当なし

(4) 実績報告

① 報告書

介護老人保健施設整備資金利子補給金交付申請書 • 実績報告書

② 添付書類該当なし

6 交付申請

(1) 申請書

介護老人保健施設整備資金利子補給金交付申請書・実績報告書

(2) 添付書類

該当なし

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

- 8 実績報告
- (1) 報告書

介護老人保健施設整備資金利子補給金交付申請書 • 実績報告書

(2) 添付書類

該当なし

- 二 指摘・意見
- 1 指摘
- (1) 手続の適正
 - ① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項は、県が暴力団排除に必要な措置を講ずることが求められているところ、県は、関係部署に対し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」にて、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。介護老人保健施設整備資金利子補給金の受給者は融資を受けた者であるから、その役員につき、県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第11 地域福祉フォーラム設置支援推進事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

地域福祉フォーラムとは、平成16年3月に策定された「第一次千葉県地域福祉 支援計画」において、「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすこと ができる新たな地域福祉像の実現」を目指すために提案された、支え合い・助け合 いのネットワークのことである。地域福祉に関係する様々な分野の団体や個人が参 加・協同し「地域づくりのあり方・取り組み方を考えていく組織」のことをいう。 かかる地域福祉フォーラムの設置を推進する主体たる社会福祉法人千葉県社会 福祉協議会の県地域福祉フォーラムの設置・運営などの事業を補助するものが、本 補助金である。

なお、本補助金の交付指針となる千葉県地域福祉フォーラム設置要綱1条において、「千葉県社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るため、千葉県地域福祉支援計画に基づき、県全域を対象とした千葉県地域福祉フォーラムを設置し、この名称を地域福祉ちば県民会議とする」と規定する。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2517万2000円である。平成29年度の予算額 も、2517万2000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額 も、同額である。

3 経緯

平成16年3月に策定された「千葉県地域福祉支援計画」の中で盛り込まれた、 千葉県独自の地域福祉を推進するための施策である。現在の「千葉県地域福祉支援 計画(第三次計画)」へ引き継がれ、千葉県及び千葉県社会福祉協議会が今後も推 進を予定している。

4 受給者

要綱上は、「県地域福祉フォーラムの設置の運営及び、広域・基本・小域福祉圏域における地域福祉フォーラムの設置の支援を行う団体」とされ、千葉県においては、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会に対して補助金が支払われている。

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会は、千葉県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。

5 交付要綱

補助金の交付事務の基準として「地域福祉フォーラム設置支援事業補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

地域福祉の推進をするために、地域福祉フォーラムの設置の支援を行う団体を補助するものである(要綱1条)。

(2) 事業

補助対象事業は以下のとおりである。

対象事業	対象経費		基準額	補助額
県地域福祉フォーラム設	県地域福祉	1 人件費(給料、	知事が	実支出額か基
置・運営事業	フォーラム	諸手当、法定福利費	別途定	準額のいずれ
	事務局職員	等)	める額	か低い額(た
	の人件費、	2 活動費及び事務		だし、予算の
	活動費及び	費(旅費、需要品費、		範囲内)
	事務費	役務費、使用料及び		
		賃借料、備品購入費		
		等)		
広域福祉圏タウンミーテ	広域福祉圏	会議費及び事務費	知事が	実支出額か基
ィングなど開催事業	域を単位と	(需用費、役務費、	別途定	準額のいずれ
	して開催さ	使用料及び賃借料)	める額	か低い額(た
	れるタウン			だし、予算の
	ミーティン			範囲内)
	グなどの開			
	催に要する			
	経費			

(3) 交付申請

① 申請書

地域福祉フォーラム設置支援事業補助金交付申請書 (別記第1号様式)

② 添付書類

要綱別記第1号様式において、補助金申請額調書、事業計画書、団体に関する調書を添付するよう定められている。

補助金申請額調書には算出内訳、算出基礎(県地域福祉フォーラム設置・運営事業(人件費内訳・活動費及び事務費内訳)、広域福祉圏タウンミーティング等

開催事業)の記載が求められる。

事業計画書においては、県地域福祉フォーラム設置・運営事業(事業(活動)の内容)、広域福祉圏タウンミーティング等開催事業(広域福祉圏名・開催予定年月日・開催予定の概要)の記載が求められる。

団体に関する調書には、「団体名」、「所在地」、「代表者氏名」、「設立年月日」、 「設立目的」、「主な活動内容」、「団体の財政規模」の記載が必要となる。

(4) 実績報告

報告書

地域福祉フォーラム設置支援事業補助金実績報告書(別記第2号様式)を提出 して行うことと定められている(要綱7条)。同報告書においては、「事業の目的 及び内容」、「事業完了年月日」の記載が求められる。

② 添付書類

添付書類として、補助金精算額調書、事業実績書、収支決算見込書抄を添付しなければならないとされる。

6 交付申請

要綱が要求するとおりの申請書が提出されている。別紙として補助金申請額調書、事業計画書、団体に関する調書が付されている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

要綱が要求する書式どおりの実績報告書が提出されている。

- 添付書類
- I 補助金額精算額調書

本補助金の使涂先は、人件費

補助金額の精算額に関する算出内訳、算出基礎が記載されている。

Ⅱ 事業実績書

平成28年度に千葉県、千葉県域において行われた地域福祉フォーラム推進事業が記載されている。

Ⅲ 収支決算見込書抄

平成28年度の収支計算書が添付されている。

事業活動における収入は2517万2000円であり、全額が補助金である。 申請時において、経費として支出が想定されていた事業は、県地域福祉フォーラム設置・運営事業であり、人件費として2357万3000円、活動費及び事 務費として159万9000円である。決算における内訳は異なるものの、総事業費は同額である。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第12 社会を明るくする運動補助金

一 補助金の内容

1 概要

社会を明るくする運動補助金は、「社会を明るくする運動千葉県推進委員会」(以下、単に「委員会という。」)に対し、委員会が行う「すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動」について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、4万円である。平成29年度の予算額も、4万円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、4万円である。

3 経緯

昭和26年より、法務省が主唱し全国的に行われている。千葉県においても、司 法、警察、教育などの諸々の機関により構成され、運動が行われている。

4 受給者

上述のとおり、「社会を明るくする運動千葉県推進委員会」である。

千葉県も当該委員会に参加しており、他には、千葉地方裁判所、千葉地方検察庁、 千葉県弁護士会、千葉県警察本部、千葉県銀行協会、千葉県社会福祉協議会、千葉 県教育委員会、ジェフユナイテッド市原・千葉など各分野から約100の団体が参 加している。

委員会の平成28年度の収入は191万8629円である。当該委員会の事業収入はなく、助成金、負担金、寄付金などが収入源となる。そのうち、千葉県からの補助金が4万円である。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「社会を明るくする運動補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

青少年の犯罪や非行を防止し、非行に陥った少年の更生を支え、青少年の健全育

成の推進を目的として、社会を明るくする運動千葉県推進委員会が行う事業に要する経費に対して補助金を交付している(要綱1条)。

(2) 事業

要綱上、補助対象事業は、「社会を明るくする運動の推進のために行う事業」とされ、当該事業のうち、「知事が必要と認めた経費について予算の範囲内で補助する」とされる(要綱2条)。

- (3) 交付申請
 - ① 申請書
 - I 書式

要綱別記第一号様式によるものとされている (要綱3条)。

Ⅱ 必要的記載事項

上記様式には、補助事業の目的及び内容、交付申請額、社会を明るくする運動 事業計画書、社会を明るくする運動歳入歳出予算書、事業完了年月日を記載する ことが求められている。

② 添付書類

社会を明るくする運動歳入歳出予算書

- (4) 実績報告
 - ① 報告書
 - I 書式

社会を明るくする運動実績報告書(要綱別記第三号様式)によるものとされている(要綱6条)。

Ⅱ 必要的記載事項

上記様式には、事業報告書と歳入歳出決算書を別紙として付することとされ、 事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までの、年1 回の実績報告が義務付けられている。

② 添付書類

なし

- 6 交付申請
- (1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

- 8 実績報告
- (1) 報告書

- ① 書式
 - 要綱が要求するとおりの内容の実績報告書が提出されている。
- ② 記載内容

別紙として、事業報告書、歳入歳出決算書がつづられている。 事業報告書を参照すると、実施事業に関する詳細な説明がなされている。 歳入歳出決算書を参照すると、平成28年度の歳入歳出については、歳入が 191万8629円、歳出が169万2958円であったことが認められる。

(2) 添付書類

なし

- 二 指摘・意見
- 1 指摘
- (1) 適法性
 - ① 双方代理
 - I 委員会の会長は知事であり、本補助金の交付申請は知事が委員会を代表して行い、交付決定は、知事が県を代表して行っているので、知事が県と委員会の双方を代表する形式で行われている。地方公共団体の長が締結する契約について、民法108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとの最高裁判所平成16年7月13日判決・民集58巻5号1368頁によれば、本補助金の交付申請及び交付決定についても、双方代理の禁止の規定が類推適用され、県と委員会の双方とも法律効果が帰属していないことになると考えられる。
 - Ⅲ 双方代理を回避するために、知事が復代理人を選任するという手法によることも考えられるが、復代理人の選任によっては民法108条の適用を免れることはできないとする見解も存在するため、この方法によった場合は、なお双方代理と解する余地がある。そこで、双方代理の問題が生ずる余地を無くすため、委員会が県に対する補助金の交付申請を行う際の代表権を知事以外の者に付与するなどし、双方代理とならないよう措置をとるべきである。
 - Ⅲ 過去に交付された補助金については、双方代理のため、追認を得る措置をとるべきである。前記最高裁判例は、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表するとともに相手方を代理し又は代表して契約を締結した場合において、議会が長による上記行為を追認したときは、民法116条の類推適用により、当該普通地方公共団体に法律効果が帰属するとしているため、県においては、県議会から追認を得るとともに、委員会に対しても、委員会決議で追認を得る措置をとるよう促すべきである。
- (2) 効率性

① 補助対象事業の特定

補助金額は4万円であるが、補助対象事業は、受給者が行う事業全般であり、 補助金交付の効果が見え難い。補助対象事業を補助金額に見合う具体的な事業に 特定し、補助金交付と補助対象事業との関連性を明確にし、補助金交付の効果が 見えるようにすべきである。

2 意見

- (1) 効率性
 - ① 繰越金が補助額よりも多額

収支計算書によると、平成28年度は、歳入が191万8629円であるのに対し、歳出は169万2958円であり、繰越金が発生している。他方、補助金は、4万円である。それゆえ、収支の推移と事業の実施状況を注視し、補助金交付の在り方を検討することが望ましい。

- (2) 手続きの適正
 - ① 実績報告書の事業完了日の未記載

要綱6条において定められている期限を遵守できているかとの関係で、実績報告書には、事業完了日を記載させることが望ましい。

第13 民間社会福祉団体等育成事業補助金(千葉県民生委員児童委員協議会運営費補助金)

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会に対して、社会福祉事業及び更生保 護事業の育成を目的とし、同事業の推進に必要となる人件費及び事務費を補助して いる。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、626万8000円である。平成29年度の予算額は、732万3000円である。平成27年度の決算額は、584万3000円であり、平成26年度の決算額は、583万9000円である。

3 経緯

不明

4 受給者

上述のとおり、本補助金の受給者は、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会(以下、「協議会」という。)である。

協議会は、民生委員法及び児童福祉法に定めるところにより、千葉県内の民生委員児童委員活動に関する知識及び技術の普及並びに理解の促進を図るとともに、地域福祉サービスの質の向上に関する調査研究を行い、もって県民の福祉増進に寄与することを目的とする団体である(協議会定款3条)。

主たる事業は、①民生委員児童委員の資質向上に関する研修などの実施、②委員活動に関する調査研究及び普及啓蒙、③情報及び資料の提供、④市町村民生委員児童委員協議会の育成指導、⑤関係団来への協力及び連携などである。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「民間社会福祉団体等育成事業補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

社会福祉事業及び更生保護事業の育成を図るため、民間の社会福祉団体、更生保護団体が行う事業を補助するものである(要綱1条)。

(2) 事業

補助対象となる経費は、人件費(給料、諸手当、法定福利費、退職掛金)、事務費(旅費)、全国民生委員児童委員大会に要する経費、関東ブロック民生委員活動研究協議会に要する経費(要綱2条、別表)である。

その基準額は、知事がその都度定める額とされ、補助額は対象経費か県補助基準額のいずれか低い額とされている。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

交付申請は、民間社会福祉団体等育成事業補助金交付申請書を提出して行う (要綱3条・別記第1号様式)。

同申請書には、申請額、事業の目的及び内容、補助金額調書、事業計画書、事業完了予定年月日を記載する。

Ⅱ 必要的記載事項

上記様式には、申請額、事業の目的及び内容、補助金額調書、事業計画書、事業完了予定年月日を記載する。

② 添付書類

正味財産増減計算書を添付する。

(4) 実績報告

- ① 報告書
- I 書式

民間社会福祉団体等育成事業補助金実績報告書を提出して行う(要綱6条)。

- Ⅱ 必要的記載事項
- ② 添付書類 決算見込書

6 交付申請

(1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。補助金申請額調書には、人件費、全国民生委員児童委員大会派遣費等が具体的に記載され、要綱が定めるとおりの記載がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

- 8 実績報告
- (1) 報告書
 - ① 書式

実績報告書についてはいずれの受給者においても要綱別記第二号様式に必要 事項を記載したものが提出されている。

② 記載内容5項(4)①Ⅱに記載した項目どおりの記載がされている。

(2) 添付書類

決算(見込)書が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第14 民間社会福祉団体等育成事業補助金(更生保護助成協会事業補助金)

- 一 補助金の内容
- 1 概要

本補助金は、更生保護法人千葉県更生保護助成協会に対して、更生保護事業の推進を支援するために、同協会の行う更生保護事業に要する経費の一部を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、10万円である。平成29年度の予算額も、10万円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、10万円である。

3 経緯

不明

4 受給者

更生保護法人千葉県更生保護助成協会である。更生保護法人は、法務大臣の許可を受け、更生保護事業を行っている民間団体で、千葉県内には2団体存在する。更生保護法人千葉県更生保護助成協会はそのうちの1つで、更生保護事業の連絡・助成を行っている。

平成28年度の法人の収入は、2478万9223円であり、そのうち、補助金額は10万円である。その他の主たる収入は、会費収入が1865万6000円、寄付金収入が290万円などである。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「民間社会福祉団体等育成事業補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

社会福祉事業及び更生保護事業の育成を図るため、民間の社会福祉団体、更生保 護団体が行う事業を補助するものである(要綱1条)。

(2) 事業

対象事業は、千葉県更生保護助成協会の行う更生保護事業で、対象となる経費は、 事業費(帰住旅費、医療費、就職活動費、仮泊費、損害見舞金、更生保護施設助成 金、その他の更生援護費)である。

その基準額は、知事が都度定める額とされる。補助額は、対象経費か県補助基準額のいずれか低い方となる。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

交付申請は、民間社会福祉団体等育成事業補助金交付申請書を提出して行う (要綱3条・別記第1号様式)。

同申請書には、申請額、事業の目的及び内容、補助金額調書、事業計画書、事業完了予定年月日を記載する。

Ⅱ 必要的記載事項

上記様式には、申請額、事業の目的及び内容、補助金額調書、事業計画書、事業完了予定年月日を記載する。

② 添付書類

歳入歳出見込み抄本を添付する。

(4) 実績報告

報告書

I 書式

民間社会福祉団体等育成事業補助金実績報告書を提出して行う(要綱6条)。

Ⅱ 必要的記載事項

本書には、事業の目的及び内容、補助金額精算書、事業実績書、事業完了年月日を記載する。

② 添付書類

平成28年度収支計算書

6 交付申請

(1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

実績報告書については要綱別記第二号様式に必要事項を記載したものが提出されている。

② 記載内容

補助金額精算書、事業実績書が別紙として付され、補助金額の使途、実際に行われた助成事業の具体的内容が記載されている。

(2) 添付書類

平成28年度収支見込計算書が添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 効率性

① 補助対象事業の特定

補助金額は10万円であるが、補助対象事業は、事業費(帰住旅費、医療費、 就職活動費、仮泊費、損害見舞金、更生保護施設助成金、その他の更生援護費受 給者が行う事業全般)であり、補助金交付の効果が見え難い。補助対象事業を補 助金額に見合う具体的な事業に特定し、補助金交付と補助対象事業との関連性を 明確にし、補助金交付の効果が見えるようにすべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 繰越金が補助額よりも多額

収支計算書によると、平成28年度においては、168万8696円の繰越金が発生している。前年度においても、150万6381円の繰越金がある。他方補助金は、10万円である。それゆえ、繰越金の推移と事業の実施状況を注視し、補助金交付の在り方を検討することが望ましい。

第15 千葉県ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会に対し、予算の範囲内で交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、120万円である。平成29年度の予算額も、120万円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

不明

4 受給者

一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会である。同会は、千葉県で働くホーム ヘルパーを中心に介護職員が自らの資質を高め、相互交流を深めることによって、 職業として確固たる社会的地位を築こうと設立した職能団体である。

主たる活動は、介護技術向上のための実技演習をはじめ、調理実習、事例討議、訪問介護計画などの「現任者研修」、また介護福祉士などの資格取得のための「学科・実技講習」、学識経験者や介護のスペシャリストを招いての「講演」、日頃の悩みや介護についてのアイディア、さらに利用者とのコミュニケーションのとり方に関する体験を語り合う「意見発表・交流会」などである。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「千葉県ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

地域において派遣されるホームへルパーの資質の向上とホームへルプサービス をはじめとする在宅福祉サービスの普及拡充を図り、もって地域における寝たきり 老人、ひとり暮らし老人などの福祉の増進に寄与する事業を実施する千葉県ホーム ヘルパー協議会に対してする補助である(要綱1条)。

(2) 事業

同協議会の行う研修事業及び広報、啓発事業に対して交付する補助金である。補助金額は、基準額として、①当該事業の総事業費から寄付金、その他の収入を控除した額、②補助対象経費、③240万円のいずれか低い額を選択し、これに2分の1を乗じて算出される額である。本事業の平成28年度の予算額は1283万円である。その内120万円が補助金である。なお、平成27年度の決算額は、

1154万3610円である。

- (3) 交付申請
 - ① 申請書
 - I 書式

千葉県ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金交付申請書(要綱4条、別 記第1号様式)。

Ⅱ 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付申請額、補助事業の目的及び内容、ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金所要額調書、同内訳書、同実施計画を記載する。

② 添付書類 歳入歳出見込み抄本を添付する。

- (4) 実績報告
 - ① 報告書
 - I 書式

千葉県ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金実績報告書を提出して行 う(要綱6条)。

Ⅱ 必要的記載事項

本書には、事業の目的及び内容、補助金精算書、事業実績書、事業完了年月日を記載する。

② 添付書類

平成28年度収支計算書

- 6 交付申請
- (1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

- 8 実績報告
- (1) 報告書

① 書式

実績報告書については要綱別記第3号様式に必要事項を記載したものが提出 されている。

② 記載内容

以下の別紙がつづられている。

I ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金精算書

本精算書が補助金額に対する算定式となる。

交付申請と同様に、「総事業費」として、下記Ⅱの所要額内訳書の総収入が記載されている。

Ⅲ ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金所要額内訳書 その内訳は以下のとおりである。

まず、「収入」の内訳については、「県補助金」として120万円、「その他補助金助成金」として56万円、「負担金」として556万2500円、「寄付金」として0円、「雑収入」として428万円1754円と記載され、「計」として1160万4254円の記載が認められる。

そして、「支出」については、「補助対象経費」(詳細な科目は省略する)の「小計」として311万403円の記載が認められる。「対象外経費」の「小計」として738万18円の記載が認められる。その「合計」は、1049万421円との記載である。

Ⅲ 収支決算書

(2) 添付書類

平成28年度収支見込計算書が添付されている。

- 二 指摘・意見
- 1 指摘
- (1) 適法性
 - ① 交付要綱の解釈の誤り
 - I 平成26年度以降の簿冊によれば、県は、ホームヘルパー協議会に対して、年間120万円宛て補助している。120万円の算定根拠は、①総事業費を1160万4254円とし、寄付金その他の収入を控除した金額を1104万4254円と算定、②対象経費実支払出額を311万403円と算定、これと3240万円のうち、もっとも低い金額である③240万円を選択し、これに1/2を乗じた額である120万円を補助金額としている。
 - Ⅱ しかし、まず①の総事業費を1160万4254円と算定しているが、この金額は、ホームヘルパー協議会の「収入」の合計である。一般的に総事業費とは、

事業に要した経費の総額、すなわち「支出」の合計額である1049万421円 を指す。したがって、ここに収入を記載することは誤りである。

- Ⅲ 次に、要綱上、基準額として、総事業費から「寄付金その他の収入」を控除した額を算出するとされているが、県の算定では、「寄付金その他の収入」として、「その他補助金助成金」である56万円のみしか控除していない。しかしながら、「寄付金その他の収入」については、要綱上、特段の限定も認められないことから、文理上、「負担金」や「雑収入」を控除しない理由はない。
- IV これを前提に再計算すると、「総事業費」である1049万421円から、「寄付金その他の収入」である1040万4254円(その他補助金助成金56万円 +負担金556万2500円+雑収入428万1754円)を控除した8万6167円が、「総事業費から寄付金その他の収入を控除した額」となり、「補助対象経費」、「240万円」のうち、最も低い金額となる。補助額は、この金額を基準として補助率1/2を乗じるものであるので、補助金額は、4万3083円が適正な金額である。
- V したがって、補助額を120万円とした補助金の算出が誤っているので、支出 した補助金との差額について返還を求めるべきである。

2 意見

意見はない。

第16 千葉県介護保険苦情処理業務支援事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、千葉県国民健康保険団体連合会(以下「千葉県国保連合会」という。) が介護保険法176条に基づき行う介護保険に関する苦情処理業務について、業務 に要する経費の一部を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、991万8000円である。平成29年度の予算額も、991万8000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

介護保険制度創設と同時期に、国(厚生労働省)が「苦情処理業務支援事業実施要綱」(国庫補助)を制定したことに伴い、県も平成12年度に、「千葉県介護保険苦情処理業務支援事業費補助金交付要綱」を制定し、本補助金が制度として創設さ

れた。本補助金は、制度創設当初、国庫補助事業だったが、平成15年度以降は一般財源化され、地方交付税により予算措置がなされている。

4 受給者

千葉県国保連合会は、各都道府県に一団体ずつ設立されている国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)の千葉県における設立団体である。国保連合会は、会員である保険者(市町村・国民健康保険組合)が共同して目的を達成するために設立された団体であり、その性格は公法人である(国民健康保険法83条)。

千葉県国保連合会の主な事業は、①保険者の事務の共同処理(国民健康保険事務 電算共同処理等)、②診療報酬の審査及び支払、③特定健康診査・特定保健指導に 関する事業、④保健事業、⑤調査、研究、広報、研修事業、⑥介護給付費及び障害 介護給付費等の審査及び支払、⑦介護サービス苦情処理である。

千葉県国保連合会の介護保険事業関係業務の平成28年度特別会計予算は、介護保険業務勘定につき歳入・歳出それぞれ10億7191万9000円、介護給付費等支払勘定につき歳入・歳出それぞれ4003億5600万2000円である。

5 交付要綱

本補助金に関する交付要綱として、「千葉県介護保険苦情処理業務支援事業費補助金交付要綱」(以下「本要綱」という。)が定められている。

(1) 目的

千葉県国保連合会が行う苦情処理業務に要する経費の一部又は全部を補助する ことにより、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的とする(本要綱2条)。

(2) 事業

介護保険法176条1項2号に基づき千葉県国保連合会が行う介護保険に関する苦情処理業務を交付の対象事業とする(本要綱3条)。

千葉県国保連合会は、苦情処理担当職員を配置するとともに、学識経験のある介護サービス苦情処理委員(県OB等)が苦情対応に当たっている。また、本来、県が対応すべき指定基準に関する通報や運営に関する苦情についても、一次的に千葉県国保連合会が対応している。苦情処理業務は、「相談」(介護保険サービスの運営及びサービスの質に関する苦情又は相談のうちアドバイスや回答、関係機関の紹介等により申立に至らなかったもの)、「申立」(苦情申立書が提出され、調査、指導・助言等の処理が行われたもの)及び「通報」(県が対処すべき不正請求や体制等の基準違反に関するもの)に分類される。

(3) 交付申請

① 申請書

交付申請書には、申請額を記載し、別紙として介護保険苦情処理業務支援事業

費補助金所要額調(別紙1)及び業務計画書(別紙2)を添付すべきとされている(本要綱6条、別紙様式第2)。このうち介護保険苦情処理業務支援事業費補助金所要額調には、総事業費、寄付金その他の収入額、差引額、対象経費支出予定額、基準額(知事が必要と認めた額)、県補助基本額及び県補助所要額等を記載する。業務計画書には、支出予定額の区分(報酬、共済費、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料)ごとに対象経費支出予定額及び積算内訳を記載し(支出予定額内訳書)、実施体制及び業務計画についても記載しなければならない。

② 添付書類

その他交付申請書には、補助金の交付対象年度の歳入及び歳出予算の見込みを 記載した書面の抄本である歳入歳出予算書(見込書)抄本を添付しなければなら ない。

(4) 実績報告

報告書

実績報告書には、別紙として介護保険苦情処理業務支援事業費補助金精算書(別紙1)及び業務実績報告書(別紙2)を添付すべきとされている(本要綱9条、別紙様式第4)。このうち介護保険苦情処理業務支援事業費補助金精算書には、総事業費、寄付金その他の収入額、差引額、基準額(知事が必要と認めた額)、県補助基本額、県補助所要額、県補助金交付決定額、県補助金受入済額等を記載する。業務実績報告書には、支出実績額の区分(報酬、共済費、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料)ごとに対象経費支出実績額及び積算内訳を記載し(実施状況報告書)、実施体制及び業務実施状況についても記載しなければならない

② 添付書類

その他実績報告書には、補助金の交付対象年度の歳入及び歳出決算の見込額を 記載した書面の抄本である歳入歳出決算書(見込書)抄本を添付しなければなら ない。

6 交付申請

(1) 申請書

- ① 本要綱が求める書式どおりの申請書が提出されている。
- ② 平成28年度の交付申請額は991万8000円である(なお、交付申請額は 平成24年度以降同額(991万8000円)で推移している。)。別紙1の介護 保険苦情処理業務支援事業費補助金所要額調によれば、本事業の総事業費は 1939万5050円、寄付金その他の収入額は0円、差引額及び対象経費支出 予定額は1939万5050円、基準額、県補助基本額及び県補助所要額は

991万8000円である。別紙2の業務計画書中の支出予定額内訳書によれば、 平成28年度の対象経費支出予定額は、報酬1491万8400円、共済費 254万7246円、旅費41万160円、需要費38万4800円、役務費 7万4040円、使用料及び賃借料106万404円である。

(2) 添付書類

- ① 歳入歳出予算書(見込書)抄本として千葉県国保連合会の予算書が提出されて おり、本要綱が求める添付書類が提出されている。
- ② これによれば、千葉県国保連合会の平成28年度の歳入歳出はそれぞれ、介護保険業務勘定につき10億7191万9000円、介護給付費等支払勘定につき4003億5600万2000円である。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

- ① 本要綱が求める書式どおりに実績報告書が提出されている。
- ② 介護保険苦情処理業務支援事業費補助金精算書によれば、本事業の総事業費は 1780万849円、寄付金その他の収入額は0円、差引額及び対象経費支出予 定額は1780万849円、基準額、県補助基本額、県補助所要額、県補助金交 付決定額及び県補助金受入済額は991万8000円である。

業務実績報告書中の実施状況報告書によれば、平成28年度の対象経費支出実績額は、報酬1339万2000円、共済費262万5588円、旅費34万6540円、需用費30万2317円、役務費7万4000円、使用料及び賃借料106万404円である。また、実施体制として、苦情処理担当職員4名(正職員3名、臨時職員1名)、介護サービス苦情処理委員4名、調査員4名、その他1名、合計13名が業務の実施に当たったことが報告されている。実施状況として、苦情処理委員会の開催、顧問弁護士への相談、都道府県国保連合会との連携、市町村介護保険担当者との連携、苦情申立に係る現地調査、苦情・相談事例集の作成を実施したことが報告されている。苦情処理状況として、苦情申立件数が2件、苦情相談件数が130件、通報件数が30件であったことが報告されている。

(2) 添付書類

- ① 歳入歳出決算書(見込書)抄本として決算書が提出されており、本要綱が求めるとおりに添付書類が提出されている。
- ② これによれば、千葉県国保連合会の平成28年度の介護保険業務勘定の歳入(県

支出金・収入済額)は1102万9000円、歳出のうち総務費の支出済額は3億1404万317円、審査委員会費の支出済額は308万4857円である。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

- (1) 効率性
 - ① 補助金額算定方法の見直しの必要性

本補助金の交付対象事業の平成28年度の総事業費は1780万849円であり、本補助金(991万8000円)によりその半額以上(約56%)を賄っていることになる。他方で、平成28年度の苦情件数計162件のうち、本来県が対応すべき「通報」の件数は30件、割合にして約19%であった。県が本補助金を交付する最も大きな理由は、千葉県国保連合会が本来県の対応すべき通報案件の一次的な対応窓口となっている点にあると考えられるが、苦情件数全体に占める通報件数の割合(約19%)との関係で、総事業費の半額以上を県の補助金により賄うことの合理性の有無は、慎重に検討しなければならない。他県では、本補助金と同種の補助金を廃止した例もあるようだが、本来県が対応すべき通報案件が相当件数あり、千葉県国保連合会がその一次的な対応窓口となっている現状に照らせば、現時点で本補助金を直ちに廃止することまでは相当とはいえない。そこで、例えば、千葉県国保連合会が実際に処理した通報件数に応じて補助金額の確定を行うなど、事案処理の実態に即した算定方法に改めるなどの見直しを検討することが望ましい。

第17 老人福祉施設整備費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、特別養護老人ホームの整備にかかる事業者の金銭的負担を軽減することで、特別養護老人ホームの整備を促進し、特養入所待機者が確実にサービスを利用できる環境を整備することを目的とし、市町村及び社会福祉法人が老人福祉施設を整備する場合に、その経費に対して交付されるものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は26億6800万円、平成29年度の予算額は61億4520万円、平成26年度の決算額は50億800万円、平成27年度の決算額

は26億7600万円である。

3 経緯

本補助金は昭和38年度に国庫補助として開始されたものであるが、いわゆる三位一体の改革により、平成17年度からは国交付金、平成18年度からは県単独補助事業へ変更されて実施されている。平成18年度に県単独補助事業へ移行して以降、平成21年度及び平成27年度に補助単価の見直し(加算)がなされている。

4 受給者

- (1) 本補助金の受給者は市町村(政令市、中核市を除く)及び社会福祉法人であり、 平成28年度予算では8つの社会福祉法人が受給している。
- (2) 補助の対象は、特別養護老人ホームの整備(創設・増改築)であり、市町村の公募により選定された定員30人以上の広域型特別養護老人ホームの整備予定事業者に対し、1床あたり450万円の整備費が補助されている。

5 交付要綱

(1) 目的 要綱には補助金の目的の規定はない。

(2) 事業

補助金の交付対象は、次の表の①欄の施設の種類ごとに②欄の設置根拠等により ③欄に定める設置者が④に定める整備区分により設置する施設である。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④整備区分
ア 特別養護老人ホーム	老人福祉法15条	市町村(政令市及び	創設、増築、改築
(定員30人以上)	3項、同条4項	中核市を除く。)	
		社会福祉法人	
イ アの創設に併設される	老人福祉法15条	同上	創設
ユニット型老人短期入所	2項		
用居室			
ウ 軽費老人ホーム	社会福祉法62条	同上	創設
(定員30人以上の特定施	1項		
設入居者生活介護の指定を			
受けるケアハウス)			
エ 養護老人ホーム	老人福祉法15条	同上	改築
(特定施設入居者生活介護	3項、4項		
の指定を受けるもの)			

(3) 交付申請

① 申請書

交付申請書の別紙として申請額算出内訳書と事業計画書を添付することとされており、申請額算出内訳書には施設の種類ごとに総事業費、対象経費の実支出予定額、算定基準による算定額、補助金所要額等を、事業計画書には施設の概要、施設の規模等、整備費内訳、財源内容、施工計画等を記載することが求められている。

② 添付書類

申請書の添付書類として、歳入歳出予算書(見込)抄本、建築基準法上の確認済証又はそれに代わるもの、工事費見積書、工事費目別内訳書、工事事務費費目内訳書等の写し、工事に係る設計図面等の写し、整備工事個所の写真(工事着工前)、法人の役員に暴力団関係者がいない旨の誓約書、役員名簿を提出することが求められている。

(4) 実績報告

① 実績報告書

実績報告の別紙として、実績報告書と精算額内訳書の添付が求められている。 実績報告書の記載事項は申請時の事業計画書の記載事項と同様である。また、精 算額内訳書には、施設の種類ごとに総事業費、対象経費の実支出予定額、算定基 準による算定額、補助金所要額、交付決定額、受入れ済み額、差引き不足額を記 載することとされている。

② 添付書類

その他の添付書類としては、歳入歳出予算書(見込)抄本、請負の場合は工事請負契約書の写し、直営の場合は支払領収書の写し、工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書等の写し、建築基準法上の検査証の写しまたはそれに代わるもの、工事に係る設計図及び平面図等の写し、整備工事箇所の写真(着工後)の添付が求められている。

6 交付申請

交付申請は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている 書類も添付されており、交付申請の手続は適正に行われているものと認められた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている 書類も添付されており、実績報告の手続は適正に行われているものと認められた。

二 指摘・意見

第18 明るい長寿社会づくり推進機構事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が行う明るい長寿社会づくり推進機構事業に対し交付される補助金である。

対象事業は以下のとおりである。

- 推進機構事業を実施するために要する管理費
- ・高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を促進するための組織作り事業に要する経費
 - ・高齢者の社会活動を振興するための指導者等育成事業に関する経費
- ・高齢者の仲間づくり支援事業に要する経費

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3347万円である。平成29年度の予算額は、2899万8000円である。平成27年度の決算額は、2661万2000円、平成26年度の決算額は、2346万3000円である。

3 経緯

平成18年度に開始されている(他法人への補助金交付は平成3年度より開始)。 「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について」(平成元年10月19日厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)において、以下を目的としている。

- ・高齢者の社会活動についての国民啓発
- ・高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等を推進するための組織 づくり
 - ・高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業の推進

4 受給者

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

5 交付要綱

(1) 目的

豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が行う明るい長寿社会づくり推進機構事業に対し補助金を交付することである。

(2) 事業

推進機構事業を実施するために要する管理費

- ・高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を促進するための組織作り事業 に要する経費
- ・高齢者の社会活動を振興するための指導者等育成事業に関する経費
- ・高齢者の仲間づくり支援事業に要する経費補助率はいずれも10分の10以内である。
- (3) 交付申請
 - ① 申請書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会明るい長寿社会づくり推進機構事業補助 金交付申請書

② 添付書類 収支予算書、事業計画書

- (4) 実績報告
 - ① 報告書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会明るい長寿社会づくり推進機構事業補助 金実績報告書

② 添付書類 収支決算(見込)書、事業報告書

6 交付申請

(1) 申請書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会明るい長寿社会づくり推進機構事業補助金 交付申請書

(2) 添付書類 収支予算書、事業計画書

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

- 8 実績報告
- (1) 報告書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会明るい長寿社会づくり推進機構事業補助金 実績報告書

(2) 添付書類 収支決算(見込)書、事業報告書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第19 一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会活動促進事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会活動促進事業費補助金(以下「高齢者福祉施設協会活動補助金」という。)は、一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会(以下「高齢者福祉施設協会」という。)に対し、老人福祉施設を設置する社会福祉法人の健全な発展を図ることを目的とする「運営管理推進員設置事業」、「施設運営指導事業」及び「研修事業」の経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、567万3000円であり、平成29年度の予算額、 平成27年度及び平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

高齢者福祉施設協会は、昭和7年に全国養老事業協会千葉支部として誕生し、平成5年4月に千葉県高齢者福祉施設協会に組織替され、平成12年3月に社団法人化された。それと同時に、千葉県から県職員退職者が職員として採用されることになり、その人件費について補助金の交付が始まった。そして、平成23年度に要綱が制定され、県職員退職者の人件費補助は運営管理推進員設置事業として補助金を交付することが定められ、現在に至っている。

4 受給者

高齢者福祉施設協会は、民間の福祉施設を運営する社会福祉法人を会員とし、高齢者福祉・介護に係る正しい知識を普及させ、サービスの質の向上に係る調査研究を行うことによって、高齢者福祉及び介護事業の健全な発展に寄与することを目的とする社団法人である。高齢者福祉施設協会の平成28年度の収入は4790万6000円であり、そのうち、会費収入が1893万3000円、事業収入が1951万円、補助金が567万3000円、負担金収入が347万8000円、その他が131万2000円である。

5 交付要綱

(1) 目的

国民の急激な高齢化の進展に伴い、多様化・高度化・専門化・広範化した高齢者 福祉の諸問題の解決に資するため、老人福祉施設の地域福祉における中核的拠点化 や、その健全な発展を図ることを目的とする。

(2) 事業

補助対象事業の具体的内容及び各交付額は、以下のとおりである。

- ① 運営管理推進員設置事業
- I 協会の運営管理に携わる事務職員の人件費が補助の対象となっている。
- Ⅱ 交付額は、522万5000円である。
- ② 施設運営指導事業
- I 会員に対し、施設の運営や労務管理について相談を受ける者を置く事業であり、 その者に対する報酬費や旅費が補助の対象となっている。
- Ⅱ 交付額は、16万8000円
- ③ 研修事業
- I 会員施設の職員に対する研修を行う事業である。
- Ⅱ 交付額は、28万円である。
- (3) 交付申請
 - ① 申請書

申請書には、実施する事業を説明する事項として、事業の種類、事業の目的及 び内容を記載し、別紙として、補助金所要額調書、補助事業実施計画書、誓約書 及び役員等名簿をつづることが定められている。

② 添付書類 歳入歳出予算書抄本の添付が必要である。

(4) 実績報告

① 報告書

報告書には、①事業の種類、②事業の目的及び内容を記載することが定められている。

② 添付書類

添付書類として、補助金実績調書、補助事業実施報告書及び歳入歳出決算(見 込)書抄本が定められている。

6 交付申請

- (1) 申請書
 - ① 以下の別紙がつづられている。
 - I 「事業の種類」、「事業の目的及び内容」 要綱の2条1項に定められた表とほぼ同じ内容の「事業の種類並びに目的及び 内容」と題する表である。
 - Ⅱ 補助金所要額調書

事業毎に、総事業費、当該事業に係る収入、補助基本額の最大額を意味する交付基準額、補助基本額、補助所要額が記載された一覧表である。

Ⅲ その他

その他、補助事業実施計画書、誓約書及び役員名簿は、交付要綱に定められた書式で作成されている。

② 添付書類

歳入歳出予算書抄本が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

- (1) 報告書
 - ① 以下の別紙がつづられている。
 - I 「事業の種類」、「事業の目的及び内容」 交付申請書別紙項に定められた表と同一の「事業の種類並びに目的及び内容」 がつづられている。

Ⅱ 補助金所要額調書

交付申請の別「補助金所要額調書」に交付決定額、受入済額、差引不足額の欄が加えられた表である。総事業費は実績額が記載され、差引不足額は0円と記載されている。

Ⅲ 補助事業実施報告書

事務局に事務局次長外職員2名が設置されている。

IV 歳入歳出決算(見込)書抄本

平成28年度の一般会計趣旨計算書、一般会計貸借対照表が添付されている。

- (2) 添付書類
 - ① 事業の種類並びに目的及び内容
 - ② 補助金額実績調書

明細書、領収書等は添付されていない。そこで、関係人調査をしたところ、高齢者福祉施設協会は、年度毎に全ての収支の決算書を作成し、補助事業の経費として計上する金額は、その事業のために支出した経費の積算額ではなく、高齢者福祉施設協会の全経費の支出原因行為と補助事業に係る経費の支出原因行為との割合によって算出した金額であり、しかも、その割合についての計算式は定められていなかった。それゆえ、補助事業の経費支出と領収書とを照合して支出を確認することはできなかった。そして、交付申請に添付される補助金所要額調書記載の総事業費は、前年度の補助事業の経費として算出された割合的金額であることが判明した。他方、収入については、研修事業につき、一人5000円の参加費収入があることも判明したが、研修事業の収支についての決算は作成されていなかった。

- ③ 補助事業実施報告書
- ④ 歳入歳出決算(見込)
- 二 指摘・意見
- 1 指摘
- (1) 適法性
 - ① 再就職者への人件費補助につき職歴の調査
 - I 運営管理推進員設置事業は、県職員の退職者を高齢者福祉施設協会の運営管理 推進員に配置する事業であり、これに対する補助金は、県職員の退職者の人件費 に充てられている。
 - Ⅲ 平成26年6月に地方公務員法38条の2が規定され、同条1項によって離職後に営利企業等に再就職した元職員が離職後2年間に、契約等の事務であって、離職前5年間の職務に関する要求又は依頼することが禁止され、これに違反した再就職者は、同法60条4号により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることになった。同条1項に規定されている「営利企業等」とは、営利企業及び非営利法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。)をいい、「契約等事務」は、売買、賃貸、請負その他の契約又は当該営利法人等に対してなされる行政手続法2条2号に規定される処分に関する事務のことをいう。補助金の交付は、法律行為としては贈与であり、受給者に対する処分であるから、再就職した元職員が、離職後2年以内に、離職前5年間に在籍していたことがある部課が所管する補助金等の交付を要求し又は依頼すれば、地方公務員法38条の2第1項に該当することになる。これらの要件の一つでも欠ければ地方公務員法38条の2第1項違反にはならないものの、元職員としての立場を利用して補助金の交付を要求又は依頼する行為が適正な行為になるわけではない。
 - Ⅲ このように、再就職者に人件費補助がなされる場合は、離職時期、離職前過去 5年間の所属先が重要であるから、交付決定に際してはこれらの事実を調査し、 確認すべきであり、かつ、その資料を交付決定の記録につづるべきである。
 - ② 再就職者への人件費補助の公表
 - I 地方公務員法38条の6の制定によって、地方自治体は、元職員の退職管理の 適正確保に必要な措置をすることが求められることになったため、県は、その措 置として、再就職状況を公表して透明化することにし、平成26年6月、「千葉 県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱」を定め、退職職員の再就職状況を 公表している。ところが、再就職した職員についてその人件費補助がなされる場 合も、人件費補助についてはこの要綱では公表事項とされていない。県は、人件

費補助を補助金として公表しているが、運営管理推進員設置事業に対する補助金という公表の仕方では、人件費補助とは理解できないし、再就職と結びつけて理解することもできないことであり、再就職に人件費補助がなされている事実が公表されているとは認められない。

Ⅲ 犯罪行為ではない元職員の再就職につき、再就職の適正確保のために再就職を公表して県民の監視の下に置いているのに、地方公務員法38条の2第1項の犯罪が成立することがあり得る、あるいはそれを疑われる人件費補助付き再就職について、公表しないのであれば、再就職の適正確保の措置を講じていないことにほかならない。よって、再就職の公表の際、人件費補助がなされる事実(人件費の金額は除く)も併せて公表すべきである。

(2) 手続の適正

① 補助対象事業の経費の区別

施設運営指導事業及び研修事業の実績報告には、支出の領収書等が添付されていない。関係人調査の結果、補助事業の経費として計上された金額は、前述のとおり、高齢者福祉施設協会の全経費の支出原因行為と補助事業の経費の支出行為との割合によって算出された金額であり、補助事業の経費として計上された金額に、他の経費が紛れ込んでいる可能性を否定できないことが判明した。

よって、補助対象事業の経費とその他の経費とを区別すべきである。

② 支出証拠書類添付の必要性

職員が往査して会計調査をしても、それを報告書にまとめて領収書等の支出証拠書類の写しを添付して県の簿冊につづられなければ、会計が適正になされた事実は調査した職員の主観に止まり、県が調査したことにはならない。

よって、実績報告書には、領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 公益性

① 人件費補助

高齢者福祉施設協会の活動には公益性が認められるが、運営管理推進員や運営指導委員への人件費補助は、離職した元職員の再就職と密接不可分であり、かつ当該元職員の個人的利益に直接に結びついているため、公益上の必要性につき疑問が生ずる。県は、県民に対し、高齢者福祉施設協会の性格、業務の内容、運営管理推進員や運営指導委員の職務の内容、県の福祉施策との関係、運営管理推進員や運営指導委員を配置する必要性、それらの者に必要とされる能力、資質及び経験、人材確保の必要性、人件費及び補助額の相当性を積極的に説明する必要があると考える。

第20 民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金

一 補助金の内容

1 概要

民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金(以下「民間社会福祉施設 補助金」という。)は、救護施設や老人福祉施設等の社会福祉施設を運営する社会 福祉法人(以下「社会福祉法人」という。)に対し、同法人が社会福祉施設の創設 又は増改築事業の費用に充てるために独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療 機構」という。)から借り入れた福祉貸付金に係る償還元金相当額を交付する借入 金補助金(社会福祉施設整備事業のうち平成15年度以降を初年度として整備する 施設を除く。)、並びに同法人が社会福祉法2条に定める社会福祉事業のうち社会福 祉施設の創設又は増改築の費用に充てるために福祉医療機構から借り入れた福祉 貸付金及び千葉県社会福祉協議会から借り入れた千葉県社会福祉事業振興資金に 係る償還利子相当額を予算の範囲内で交付する利子補給金をいう。

2 予算・決算

- (1) 民間社会福祉施設補助金の平成28年度の予算額は、3億1951万9000円、平成29年度の予算額は2億4288万4000円、平成27年度の決算額は3億9420万2900円、平成26年度の決算額は4億3716万8000円である。
- (2) 借入金補助金は、当該年度中に償還した元金の総額を対象とし、補助率は2分の 1であり、一施設当たり325万円を上限とし、毎年度の交付額の累計額は 6500万円を上限とする。利子補給金は、当該年度に支払った利子の総額を対象 とし、施設の種類毎に補給基本額と補給率を定めている。

3 経緯

民間社会福祉施設補助金の償還利子相当額の利子補給金の交付は、昭和63年度に「社会福祉施設整備資金等利子補給金交付要綱」の下に交付が始まり、同借入金の償還金相当額の借入金補助金の交付は、平成3年度に「民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱」の下に交付が始まった。この二つの制度は、平成11年度の外部監査を受けて、事務の省力化を図る目的で二つの交付手続を統合するため、平成13年9月に「民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金交付要綱(以下「要綱」という。)」が制定されて、今日に至っている。同要綱は、平成15年、平成16年に改定され、平成18年から平成21年までは毎年改定されているが、改定内容は補助基準額等の交付額についてである。

4 受給者

- (1) 民間社会福祉施設補助金の受給者は、老人福祉施設及び認知症高齢者グループホーム等であり、平成27年度積算においては、136の社会福祉法人が163施設について受給している。なお、借入金補助金については、介護保険施設は平成12年度整備分まで、それ以外の施設は平成14年度整備分までが補助金交付の対象となる。また、利子補給金については、介護保険施設は平成15年度整備分まで、それ以外の施設は平成14年度整備分までが交付対象となっている。
- (2) 民間社会福祉施設補助金の補助対象施設は、以下のとおりである。
 - ① 償還元金に対する補助金―要綱別表1に掲げる施設 救護施設(生活保護法)、老人福祉施設(老人福祉センターを除く)(老人福祉 法)、身体障害者更生救護施設・知的障害者援護施設(障害者自立支援法)、重症 心身障害児(者)通園事業施設(除外あり)(平成8年厚生労働省児童家庭局長 通知)
 - ② 償還利子に対する補給金―要綱別表2に掲げる施設

5 交付要綱

民間社会福祉施設補助金の交付事務の基準として、要綱が定められている。その 内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

民間社会福祉施設の整備の促進、社会福祉事業の振興を図るとともに、施設経営の健全化及び入所者等の処遇の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業

社会福祉法人が施設の設置・整備のために福祉医療機構から借り入れた福祉貸付 資金の償還金元金及び償還利子相当額並びに千葉県社会福祉協議会から借り入れ た千葉県社会福祉事業振興資金に係る償還利子相当額を交付する事業である。

(3) 交付申請及び実績報告

当該年度の交付申請と当該年度の実績報告を一つの書面で同時に行い、申請額算 出内訳調書、年度別補助金額一覧表、申請年度の収支決算(見込)書抄本、領収書 の写し又は通帳の写しを添付すべきことが定められている。

6 交付申請及び実績報告

交付要綱に定められた書式を用いて行われ、償還元金又は償還利子の支払につき 領収書の写し又は預金通帳の写しが添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

- (1) 手続の適正
 - ① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において、県が暴力団排除のために必要な措置を講ずべき義務が定められ、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを照会すべきことを定めている以上、交付決定に際し、受給者の役員につき暴力団との関係の有無を県警に照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第21 民間老人福祉施設職員設置費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、県の条例で定める基準を上回って職員を配置した民間老人福祉施設 (養護老人ホーム・軽費老人ホーム)に対し、その雇用に伴う経費を補助するため 交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2億4323万4000円である(補助対象施設数67施設・補助対象職員数92名)。平成29年度の予算額は、2億5500万円である。平成27年度の決算額は、2億2126万2000円(補助対象施設数60施設・補助対象職員数89名)、平成26年度の決算額は、2億1136万800円(補助対象施設数61施設・補助対象職員数87名)である。

3 経緯

養護老人ホーム等の施設入所者へのサービス向上のためには、職員の配置増が必要であることや施設職員の慢性的な人手不足に対応する必要があることなどから、昭和51年度に本補助金が創設された。なお、特別養護老人ホームは、平成12年の制度変更により介護保険提供施設となったため、本補助金の対象外とされた。また、平成17年には、補助基準額が県上級行政職初任給相当額から中級行政職初任給相当額に引き下げられた。

4 受給者

社会福祉法人設立の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(ただし、千葉市、船橋市及び柏市所在の施設は除く。)のうち条例で定める基準を上回って職員を配置した施設である。民間老人福祉施設に勤務する生活相談員、介護職員、支援員及び看護職員のうち条例で定める基準を上回って雇用される専任の常勤職員の雇用に係

る経費が補助の対象経費とされ、①認定職員1名について知事が定める額(補助基準額)と②職員雇用経費を比較していずれか少ない額が補助額とされる。

5 交付要綱

本補助金の交付要綱として、「千葉県民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱」(以下「本要綱」という。)が定められている。

(1) 目的

老人福祉法にいう養護老人ホーム及び軽費老人ホームで地方公共団体以外の者が設置したもの(民間老人福祉施設)の職員の待遇改善及び入所者の処遇向上を図るため、民間老人福祉施設を設置運営する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することを目的とする(本要綱1条)。

(2) 事業

民間老人福祉施設に勤務する生活相談員、介護職員、支援員及び看護職員のうち 条例で定める基準を上回って雇用される専任の常勤職員の雇用に係る経費が補助 の対象経費とされる(本要綱2条、3条)。

(3) 交付申請

① 申請書

本補助金の交付を申請する者は、知事が定める期日までに民間老人福祉施設職員設置費補助金交付申請書(別記2号様式)を知事に提出しなければならない(本要綱7条)。

申請書には、交付申請額、事業の目的及び事業計画を記載し、別紙として補助金所要額調書(別紙1)及び事業費算出内訳表(別紙2)を添付しなければならない。このうち補助金所要額調書には、対象経費支出予定額、補助基準額(認定職員1名について知事が定める額。現行では、県職員中級行政職初任給の月額及び期末・勤勉手当の年間支給月数)、補助所要額(補助基準額と職員雇用経費を比較していずれか少ない額)及び補助金申請額を記載しなければならない。また、事業費算出内訳表には、認定職員の氏名、認定期間、雇用予定月数、補助基準額、職員雇用経費(本俸及び各種手当等)の内訳と合計及び補助所要額を記載しなければならない。

② 添付書類

申請書の添付書類として、収支予算(見込み)書抄本及び誓約書及び役員等名簿を提出しなければならない。このうち収支予算(見込み)書抄本には、当該施設の老人福祉事業収入の見込額及び人件費支出の見込額を記載しなければならない。また、誓約書は補助金交付申請者(法人の場合は役員等)が本要綱4条各号(いわゆる暴力団排除条項)のいずれにも該当しないことを誓約するものであ

る。

(4) 実績報告

① 報告書

本補助金の交付を受けた者は、当該年度の3月31日までに民間老人福祉施設職員設置費補助金実績報告書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない(本要綱10条)。

報告書には、事業の目的を記載し、別紙として補助金精算書と支出済額内訳表 を添付しなければならない。このうち補助金精算書には、対象経費実支出額、補助基準額、補助所要額、補助金交付決定額、補助額(補助所要額又は補助金交付 決定額の低い方の金額)及び補助金受入済額等を記載する。支出済額内訳表には、 認定職員毎に、認定期間、雇用月数、雇用経費(本俸、各種手当)の内訳及び合 計等を記載する。

② 添付書類

実績報告書の添付書類として、収支決算(見込み)書抄本、職員雇用証明書及 び補助対象職員認定書の写しを提出しなければならない。このうち収支決算(見 込み)書抄本には、当該施設の収入(経常経費・補助金収入)及び支出(人件費 支出)の決算見込額を記載しなければならない。

6 交付申請

(1) 申請書

- ① 平成28年度は、本補助金の補助対象施設72施設のうち58施設から本補助金の交付申請がなされているが、いずれも本要綱が求める書式どおりの申請書が提出されている。
- ② いずれの申請書においても、事業の目的は「職員を配置することにより、職員の待遇改善及び入所者の処遇向上を図る」こととされ、事業計画は「条例の定める配置基準を上回って介護職員(又は生活相談員、支援員、看護職員)を雇用すること」とされている。配置基準を上回って雇用する補助対象職員数は施設によって異なり、1名の場合と2名の場合がある。補助金の交付申請額も施設によって異なり、16万3200円から528万7680円である(交付申請額のうち最も件数として多いのは264万3840円)。

(2) 添付書類

いずれの申請書にも本要綱が求める添付書類が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

いずれの受給者からも、本要綱が求める書式どおりに実績報告書が提出されている。なお、実績報告の結果、平成28年度の本補助金の受給者(全58施設)のうち6施設は、補助対象職員の雇用経費の減少や異動により交付金確定額が交付決定額を下回る事態となり、補助金の戻入の対象となった(戻入額の合計は189万7617円)。県は、戻入の対象とされた施設に対し差額の返還請求を行っており、既に全額回収済みである。同様に、平成26年度には5件・116万4316円、平成27年度には6件・119万1938円の補助金が戻入の対象となったが、県はいずれも全額回収済みである。

(2) 添付書類

いずれの受給者からも本要綱が求めるとおりに添付書類が提出されている。

9 その他 (調査及び認定取消等)

本補助金の不正受給等の防止のため、2年に1回の頻度で県職員が補助金受給施設へ赴き、補助対象職員の勤務状況等に関する調査を行っている。調査の対象となる資料は、職員の勤務割表、タイムカード又は出勤簿、辞令、雇用契約書等、資格書類及び給与台帳等である。チェックポイントは、例えば給与台帳であれば、①雇用開始年月日・職種・勤務施設が認定協議書等と一致するか、②給与の支払が実績報告書等と一致するか、③特殊勤務手当の種類や支払状況などの点である。

調査の結果、補助対象職員の欠勤等の取消事由が認められた場合は、補助金交付 決定の全部又は一部を取り消した上で、年10.95%の加算金を付加して返還請 求を行っている。平成28年度に実施された調査では、対象施設30のうち2施設 に一部取消事由(職員の欠勤)が認められ、返還請求が行われている。また、取消 事由が認められなくとも、手続上の不備が認められた場合には、県は改善指示を行 っている。

二 指摘 • 意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 効果の検討

本補助金は、養護老人ホーム等の施設入所者へのサービス向上を目的に導入されたものであるから、本補助金の交付によって、施設のサービスがどの程度向上し、入所者の満足が得られたのかについて、効果の検討作業を行うことが必要である。県は、平成18年度の包括外部監査の意見を受けて、施設職員に対する聴

取調査により、施設職員の負担軽減の程度や、職員の加配による入所者処遇の向上(夜勤体制の整備、通院のための送迎等)の効果を確認しているとのことだが、サービス向上という目的に照らせば、職員のみならず、サービスの受益者である入所者及びその家族からも聴取調査を実施することが望ましい。また、的確な検討を行うためには、調査項目にはできる限り客観的な指標を盛り込むことが望ましい。そして、調査及び検討の結果、本補助金の交付によって期待された効果が得られていないことが判明したら、その原因に応じた見直し策を検討することが望ましい。

第22 軽費老人ホームサービス提供費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、支出基準額単価と本人徴収上限額との差額を補填する目的で交付されるものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、16億3400万円、平成29年度の予算額は、16億4000万円である。平成27年度の決算額は、16億6220万2000円、平成26年度の決算額は、16億991万円である。

3 経緯

本補助金は、昭和49年度より実施されているものである。当初は国庫補助により実施されていたものであるが、平成16年度から一般財源化されている。補助額の各種加算措置(入所者処遇特別加算、施設機能強化推進費、民間施設給与等改善費)について、平成26年度から平成28年度にかけて、一部が段階的に廃止されるなど、補助額の見直しがなされている。また、平成22年度以前は公立の軽費老人ホームも補助対象となっていたが、平成23年度以降は補助対象から除外されている。

4 受給者

本補助金の受給者は、軽費老人ホームを運営する社会福祉法人である。平成28 年度は、59法人65施設が本補助金を受給している。

5 交付要綱

(1) 目的

要綱には目的規定はない。

(2) 事業

本補助金の対象事業は軽費老人ホーム事業である。軽費老人ホームは、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者が入所する施設であり、利用者の収入に応じて利用料の一部が減額されるため、収入の少ない高齢者が比較的利用しやすい施設である。

軽費老人ホームの利用料には、サービス提供費、生活費、居住費があり、施設ごとにその上限額が定められている。このうち、サービス提供費については、入所者の収入に応じて入所者から徴収できる上限額(本人徴収上限額)が定められており、収入の少ない入所者ほど低額で利用できる仕組みとなっている。また、施設の運営に必要かつ十分な1人1月当たりのサービス提供費の基準額として支出基準額単価が定められており、これは施設の規模や立地に応じて定められている。軽費老人ホームの運営者は、入所者から本人徴収上限額までしか徴収することができないため、支出基準額単価と本人徴収上限額との差額が不足することとなる。本補助金は、この不足部分を補填する。

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、交付申請額を記載し、別紙として補助金所要額調書と補助金所要 額内訳書を添付する。そのほかに、役員に暴力団関係者がいない旨の誓約書及び 役員名簿の添付も求められている。

② 添付書類

当該年度の歳入歳出予算書抄本と施設の管理規程の添付が求められている。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書には別表として補助金精算書と補助金精算内訳書を添付することとされている。

② 添付書類

当該年度の歳入歳出決算書と施設の管理規程の添付が求められている。

6 交付申請

交付申請は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている 書類も添付されており、交付申請の手続は適正に行われているものと認められた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている

書類も添付されており、実績報告の手続は適正に行われているものと認められた。

9 実績報告後の現地調査

県が平成21年度から平成22年度にかけて補助金を受給している全施設で現地調査を行ったところ、補助金の申請に問題のある事例が複数見られたため、県の職員が2年に1回施設に赴き、補助金の申請が適正になされているかどうかを調査している。県の調査によって過誤等が発見された場合には過大に支給された補助金を返納させている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

- (1) 手続の適正
 - ① 申請時の過誤の多発防止策について

県の調査によって発見される過誤は同種のものが多く、毎回多数の施設で発見されている。また、同一の施設において過去に指摘を受けたのと同様の過誤を再度指摘されている例も見られた。県の調査によって発見されている過誤は、収入の算定方法を誤解したために入所者の収入額の認定を誤ったり、収入認定のための資料の保存が不十分であったりするなど単純な過失によるものであり、過大に支給された補助金の額も比較的少額ではあるものの、できる限り未然に過誤の発生を防止することが望ましい。県は、平成21年度に、交付申請に当たっての注意事項等をまとめたマニュアルを発出しているほか、現地調査の際に施設側に間違いの指摘や注意すべき事項を直接説明したり、軽費老人ホームの施設長会議の場で行政説明を行ったりするなど、適正な申請が行われるよう努力しているところであるが、過誤の発生を防止するためにより一層の指導・注意喚起が望まれる。

第23 民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金(保育所)

一 補助金の内容

1 概要

民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金(保育所)(以下「保育所整備補助金」という。)は、保育所を運営する社会福祉法人に対し、同法人が社会福祉施設の創設又は増改築事業の費用に充てるために独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金の償還元金相当額を交付する補助金並びに同法人が社会福祉法2条に定める社会福祉事業のうち社会福祉施設の創設又は増改築の費

用に充てるために福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金及び千葉県社会福祉 協議会から借り入れた千葉県社会福祉事業振興資金に係る償還利子相当額を交付 する利子補給金をいう。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、4480万6000円である。平成29年度の予算額は、4046万5000円である。平成27年度の決算額は、4815万4000円、平成26年度の決算額は、5553万9000円である。

3 経緯

補助金第20の民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金と同じである。

4 受給者

保育所整備補助金の受給者は、保育所を運営する社会福祉法人である。平成26 年度の受給者は48法人であった。

5 交付要綱

保育所整備補助金の交付要綱は、上記の補助金第20の交付要綱と同じである。

6 交付申請及び実績報告

交付要綱に定められた書式を用いて行われ、償還元金又は償還利子の支払いにつき預金通帳の写しが添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において、県が暴力団排除のために必要な措置を講ずべき義務が定められ、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを照会すべきことを定めている以上、交付決定に際し、受給者の役員につき暴力団との関係の有無を県警に照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第24 保育所整備促進事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

保育所整備促進事業補助金は、保育所等を運営する事業者に対し、保育所等の施設の創設、増築及び増改築をする保育所整備事業について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、10億円である。平成29年度の予算額も10億円である。平成27年度の決算額は、8億2375万1000円、平成26年度の決算額は、8億5183万5000円である。

3 経緯

保育所整備促進事業補助金は、平成21年度に、待機児童の早期解消を図るとともに、労務単価の上昇による工事費の高騰に対応するため、国の「保育所等整備交付金」又は国の「安心こども基金」事業に基づき保育所の緊急整備事業として行う「千葉県安心こども基金事業費補助金」に県単独で上乗せするものとして開始された。

4 受給者

保育所整備促進事業補助金の受給者は、保育所等を千葉市以外に設置する事業者である。

5 交付要綱

保育所整備促進事業補助金の交付事務の基準として、保育所整備促事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)が定められている。その内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

保育所整備促進事業補助金は、待機児童の早期解消を目的とする。

(2) 事業

- ① 保育所整備促進事業補助金が対象とする事業は、「安心こども基金管理運営要領」に定められている「保育所等緊急整備事業」及び「保育所等整備交付金交付要綱」に定める「保育所等の区分における創設、増築及び増改築」であって、千葉市以外の地域に設置する事業である。
- ② 暴力団員等である事業者又は役員が暴力団員等である事業者が行う事業は、補助の対象にならない。

(3) 交付申請

① 交付申請書

交付申請書は、交付申請額を記載し、申請額算出内訳書、事業計画書、誓約書

及び役員名簿を別紙としてつづることが定められている。

② 添付書類

添付書類は、(I) 建築基準法上の建築確認済証又はこれに代わるもの、(Ⅱ) 工事費に係る工事費見積書、工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書の写し、(Ⅲ) 工事に係る設計図、平面図(建築面積を明記したもの)及び立面図の各写し、(Ⅳ) 各室ごとに室名と面積を明らかにした表、(Ⅴ) 整備工事箇所の写真である。

(4) 実績報告

① 実績報告書

実績報告書には、精算額を記載し、その内訳書及び事業実施報告書を別紙としてつづるべきことが定められている。

② 添付書類

添付書類は、(I)建築基準法上の検査済証又はこれに代わるもの、(Ⅱ)工事請負契約書の写し、支払領収書の写し、(Ⅲ)工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書等の写し、(Ⅳ)工事に係る設計図、平面図(建築面積を明記したもの)及び立面図の写し、(Ⅴ)整備工事箇所の写真である。

6 交付申請

- (1) 保育所等の定員・現員については、厚生労働省が毎年2回市町村を介して調査している。市町村は、各地域の保育需要の見込みに基づき保育所等の整備計画を立て、事業者である社会福祉法人等と保育所等設置の協議を経て、厚生労働省の地方支分部局である関東信越厚生局に対し、県を経由して、平成28年10月頃、平成28年度「保育所等整備交付金」の交付申請をしている。その際、市町村は、県に対し、保育所等整備交付金の交付申請書副本を提出する。「千葉県安心こども基金事業費補助金」については、監査対象としていないため、詳細は不明であるが、その交付申請も、「保育所等整備交付金」の交付申請と同時期になされていると思われる。
- (2) 保育所整備促進事業補助金は、同補助金が上限とする280万円に入所人数を乗じて算出した金額と総事業費を比較して、いずれか少ない金額から、「保育所等整備交付金」又は「千葉県安心こども基金事業費補助金」を差し引いた金額の2分の1を補助する仕組みである。それゆえ、事業者である社会福祉法人等は、これらの補助金の交付決定を待って、県に対し、保育所整備促進事業補助金の交付申請をしている。交付申請は、交付要綱に従ってなされている。

7 交付決定

交付申請の事業が保育所整備促進事業補助金の対象とする事業であるかについ

ては、前述の保育所等整備交付金の交付申請書副本で確認している。事業者である 社会福祉法人の役員については、交付決定の前に県警に対し暴力団員等であるかに つき照会しているものとしていないものとがあった。

8 実績報告

実績報告は、保育所等の建設工事終了後になるところ、平成28年度は、保育所等の建設工事完了が年度末であったため、平成29年度(会計年度は平成28年度)になされている。実績報告は、要綱のとおりになされている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 県警への照会

交付決定に際して、事業者の役員につき、千葉県警に対する暴力団関係者であるかの照会を行っていない事例が複数あった。千葉県暴力団排除条例に基づき、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることのみならず、受給者の役員につき県警から提供を受けた書式を用いて暴力団関係者か否かを照会すべきことも求めているのであるから、一律に県警への照会をすべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 保育所等整備交付金との手続的連動

保育所整備促進事業補助金は、「保育所等整備交付金」又は「千葉県安心こども基金事業費補助金」に県単独で上乗せする補助金であるが、交付申請する事業者としては、「保育所等整備交付金」を利用する場合でいえば、施設設置を計画する時点において、「保育所等整備交付金」のみならず保育所整備促進事業補助金も交付されるものと見込み、そして、市町村との協議を経て、市町村が県を経由して関東信越厚生局に対して交付申請をする時点においては、「保育所等整備交付金」も保育所整備促進事業補助金も交付決定されるものと期待することになり、「保育所等整備交付金」の交付決定がなされて、市町村から「保育所等整備交付金」の交付を受けることが決まれば、その後に県に交付申請する保育所整備促進事業補助金が交付されることについてはこれを予算に組み入れて事業に着手することになる。それゆえ、県が、「保育所等整備交付金」の交付決定がなされた後に保育所整備促進事業補助金の交付申請を却下することになれば、事業者の予算が不足し、施設の創設、増改築に支障が生ずることもあり得る。これを防

ぐため、市町村がする「保育所等整備交付金」の交付申請と事業者がする保育所整備促進事業補助金交付申請とを同時期にし、保育所整備促進事業補助金の交付決定と保育所整備促進事業補助金の交付決定を同時期にすることを検討することが望まれる。

② 交付要綱の改定

要綱が複雑で制度の理解が困難になっている。要綱を分かりやすいように改定することが望ましい。

第25 母子寡婦福祉研修会等運営費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会(以下「千葉県母子連」という。)が実施する指導者研修会に要する経費を補助することを目的に交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、22万円である。平成29年度の予算額も、22万円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、22万円である。

3 経緯

県は、千葉県母子連の団体運営の強化と組織の活性化を促進するため、昭和41年度以降、毎年度本補助金を交付している。なお、近年、母子家庭等を取り巻く社会環境や考え方は多様化しているが、県は、千葉県母子連及びその傘下の母子寡婦福祉会が果たす福祉上の役割は依然として重要であるとの考えの下、本補助金の交付を継続している。

4 受給者

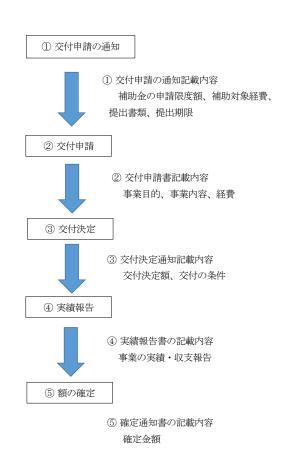
千葉県母子連は、昭和24年に設立された千葉県未亡人連合会を母体とし、平成25年4月に一般財団法人に改組された。千葉県母子連は、ひとり親家庭の母、父及び寡婦が集い情報を交換しながら互いの生活を向上するため作られた全国組織(全国母子寡婦福祉団体協議会)の加盟団体であり、千葉県内において各種ひとり親家庭等福祉事業を展開している。

千葉県母子連の平成28年度の財務状況は、ウェブページ上で公表されている。 経常収益の合計は3520万6825円であり、その内訳は受取利息22万 6375円、受取会費39万6800円、事業収益3240万8377円、受取補 助金等74万4000円、受取負担金117万6000円及び雑収益25万 5273円である。経常費用は4278万2002円であり、その内訳は事業費4200万4099円及び管理費77万7903円である。資産の合計は、実施事業等会計で976万2551円、その他の会計を合算すると1億7734万2028円である。負債の合計は、実施事業等会計で19万709円、その他の会計を合算すると1億239万858円である。

本補助金は、千葉県母子連が実施する県内各市町村の母子寡婦福祉会役員や若年母子会員、母子・父子自立支援員を対象とした指導者研修会を対象事業とし、同事業に要する経費のうち報償費、旅費交通費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料及び雑費(保険料)を補助金の交付対象としている。

5 交付要綱

本補助金に関する交付要綱は定められていない。ただし、千葉県補助金等交付規則の規定に従い、次のような手続に沿って補助金の交付等の事務が行われている。



このうち交付申請では、運用上、補助金申請限度額が22万円とされ、補助対象 軽費は研修会の事業に要する経費のうち報償費、旅費交通費、消耗品費、会議費、 印刷製本費、通信運搬費、賃借料及び雑費(保険料)とされている。また、交付申 請書のほか予算書を提出すべきとされている。 実績報告では、対象事業(研修事業)に係る収支状況のほか、経費支出の事実を 裏付ける領収書の写し及び事業実施の事実を裏付ける研修会資料等を添付書類と して提出させる運用となっている。

6 交付申請

(1) 申請書

運用どおりに申請書が提出されている。

申請書によれば、平成29年1月22日に市町村指導者約200名を対象として 開催される全体研修会(平成28年度母子寡婦福祉指導者研修会)、及び平成28 年10月16日にひとり親家庭を対象として開催される母子部活動(草笛・マジック・サイエンスショー)が対象事業とされ、補助金22万円の交付申請がなされて いる。

(2) 添付書類

運用どおり予算書が添付書類として提出されている。

予算書によれば、収入は母子連負担金33万円及び県補助金22万円、支出は報償費(講師謝礼等)23万円、旅費交通費(研修会出席旅費)5万円、消耗品費(事務用品代)5万円、会議費(入館料・食糧費)8万円、印刷製本費(資料・封筒印刷代)1万円、通信運搬費(郵便・メール便)2万円、賃借料(会場借上料)10万円、雑費(保険料)1万円とされる。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

- ① 運用どおりに実績報告書が提出されている。
- ② 実績報告書によれば、平成28年度の対象事業に係る支出は、賃借料(会場借上料等)6万4720円、消耗品費9万8561円、通信運搬費6772円、旅費交通費3498円、諸謝金(講師謝金)3240円、会議費(食糧費)8万4050円、保険料6980円、合計26万7821円である。他方、収入は、本補助金が22万円、千葉県母子連の自己負担金が4万7821円である。

(2) 添付書類

- ① 運用どおりに添付書類が提出されている。
- ② 領収書によって実績報告書記載の経費支出の事実を確認することができる。また、研修会の配布資料により、事業実施の事実を確認することができる。
- (3) なお、本補助金の交付対象事業である指導者研修会には、県の担当者も参加し、 円滑に研修会の運営がなされているか、研修会の内容がひとり親家庭の福祉に資す

るものかを確認している。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付要綱の制定

現在、本補助金に関する交付要綱は存在しない。そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。

② 暴力団排除条項の制定

本補助金には要綱が存在しないため、暴力団排除条項も存在しないが、県暴力団排除条例の趣旨に照らし、制定する要綱には、他の補助金の交付要綱と同様に、 暴力団排除条項も規定すべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 財務状況に応じた補助金の交付

本補助金の交付申請に際して、千葉県母子連の財務状況を示す資料の提出は求められておらず、同連合会の財政上本補助金の交付がどの程度必要なのかを県が判断するための材料を欠いている。千葉県母子連及びその傘下の母子寡婦福祉会がひとり親家庭の福祉のために果たす役割が現在も重要であり、対象事業には相応の公益性が認められると思われるが、対象事業の経費支出のうち80%を超える部分を本補助金により賄うことの合理性について、受給者である千葉県母子連の実際の財務状況に即して具体的な検討を行うことが望ましい。とりわけ、本補助金の交付開始は昭和41年に遡り、半世紀以上にわたり補助金の交付が継続されていることから、その必要性についても再検討の時期に差し掛かっているとも考えられる。

第26 民間児童福祉施設職員待遇改善事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

民間児童福祉施設職員待遇改善事業補助金(以下「福祉施設職員待遇改善補助金」という。)は、児童福祉法に規定する乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期医療施設を千葉市以外の千葉県内の地域に設置し経営する者に対し、国が定める基準を上回って直接処遇職員を雇用する事業について交付する補助金をいう。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、4494万6000円である。平成29年度予算額は、4563万9000円である。平成27年度の決算額は、2683万3000円、平成26年度の決算額は、2732万3000円である。

3 経緯

- (1) 県は、昭和51年、児童福祉法に規定する乳児院及び養護施設につき、県内の民間施設の職員待遇改善と児童処遇の向上を図るため、民間児童福祉施設職員設置費補助金交付要綱(以下「旧交付要綱」という。))を定めて、国が定める職員設置基準を上回って雇用する保母及び児童指導員について、1施設1名を限度として、補助対象職員として認定して、その雇用に要する経費の補助を始めた。
- (2) 県は、平成5年に「民間児童福祉施設職員待遇改善事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)」を定め、旧交付要綱は廃止した。旧交付要綱と交付要綱との主な相異点は、対象施設に情緒障害児短期治療施設が加えられたことと、対象施設の所在地から千葉市が除かれたことの二点である。

4 受給者

福祉施設職員待遇改善補助金の受給者は、児童福祉法に規定する乳児院等の社会福祉施設を運営する社会福祉法人であるが、実質的には、受給者である社会福祉法人が雇用する職員であって、入所している児童を直接処遇する児童指導員や保育士であり、受給した社会福祉法人は、受給した福祉施設職員待遇改善補助金を当該職員の給与の支払に充てなければならない。

5 交付要綱

(1) 目的

福祉施設職員待遇改善補助金は、民間児童福祉施設の職員の待遇を改善し、もって入所児童の処遇向上を図ることを目的とする。

(2) 事業

福祉施設職員待遇改善補助金が補助対象事業は、受給者である社会福祉法人が、 国が定める基準を上回って雇用する直接処遇職員であって、県が認定する職員1名 を雇用する事業である。

(3) 交付申請

- ① 交付申請書
- I 交付申請書には、申請額、事業の目的及び事業の計画を記載し、補助金所要額 調書及び事業費算出内訳書を別紙としてつづることが定められている。
- Ⅱ 補助金所要額調書には、事業名を記載するほか、対象経費支出予定額、補助基準額及び補助所要額を記載することが定められている。対象経費支出予定額とは、

補助金交付の対象となる認定職員の雇用に要する経費として支出を予定している金額であり、補助基準額とは、事業に係る経費に対する補助の限度額を知事が定めたものをいい、補助所要額とは、対象経費支出予定額と補助基準額とを比較していずれか少ない額をいう。

② 添付書類

施設の歳入歳出予算(見込)書抄本、県が当該職員を補助対象職員であると認定したことを記載した認定書の写しを添付すべきと定められている。

(4) 実績報告

① 実績報告書

事業実績報告書には、事業の目的、事業の概要、事業費精算状況及び支出済額 内訳書を記載すべきと定められている。

② 添付書類

施設の歳入歳出決算見込書及び認定書の写しを添付すべきと定められている。

6 交付申請

- (1) 交付申請書
 - ① 交付申請に先立ち、県は、社会福祉法人に対し、平成28年12月頃、補助基準額を通知し、当該年度に補助金の交付を受けようとする職員につき認定協議の申出を催告している。これを受けて、社会福祉法人は、県に対し、職員の氏名、職種、生年月日及び認定申請期間等を記載した「平成28年度職員待遇改善事業認定協議書」を提出し、県は、その協議書に認定した旨を記載した認定書を社会福祉法人に対し交付する。そして、社会福祉法人は、その認定書を添付して交付申請をしている。
 - ② 申請書は、交付要綱に定められた書式で記載すべき事項が記載されている。

(2) 添付書類

- ① 施設の歳入歳出予算(見込)書抄本は、補助金の収入とその使途の概要を期した表である。
- ② 認定書の写しは、認定協議書に県が補助対象職員として認定した旨を記載した書面である。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

- (1) 事業実績報告書
 - ① 事業実績報告は、認定職員の認定期間が経過した後の平成29年4月3日になされている。

- ② 事業実績報告書には、交付要綱に定められた書式で記載すべき事項が記載されている。
- (2) 添付書類 交付要綱に定められた書類が添付されている。
- 二 指摘・意見
- 1 指摘
- (1) 手続の適正
 - ① 交付申請書の添付書類-要綱改定の必要性
 - I 福祉施設職員待遇改善補助金は、国が定めた施設の直接処遇職員配置の目標水 準(以下「目標水準」という。)を上回って直接処遇職員を雇用する事業を補助 するものである。目標水準は、当該施設に入所している児童の年齢別の人数(以 下「入所児童に係る事実」という。)と、施設に雇用されて稼働している直接処 遇職員の人数(以下「直接処遇職員に係る事実」という。)との比較に基づいて 定められている。交付申請は、当該施設の直接処遇職員が目標水準を上回ってい ることを前提とするのであるから、県は、交付決定に際して、これを確認する必 要があり、そのために、これを確認することができる資料を添付させる必要があ る。ところが、交付申請書に添付される書類は、前述のとおり、施設の歳入歳出 予算(見込)書抄本と認定書の写しであり、入所児童に係る事実及び直接処遇職 員に係る事実を確認することができない。交付申請に先立って受給者から提出さ れる申請年度の職員待遇改善事業認定協議書の添付書類も、職員現員表のみであ り、入所児童に係る事実を明らかにする資料はない。しかも、職員現員表も、そ れだけでは直接処遇職員に係る事実を確認することができず、目標水準を満たす 人数の直接処遇職員が実際に稼働していることを明らかにする労働契約書や賃 金台帳の各写し等が必要である。
 - Ⅱ よって、交付要綱を改定し、交付申請書に際して、入所児童に係る事実を明らかにする資料として入所児童の名簿(住所氏名及び生年月日記載)、直接処遇職員に係る事実を明らかにする資料として労働契約書や賃金台帳の各写しを提出させるべきである。
 - ② 事業実績報告書の添付書類
 - I 事業実績報告書の添付書類は、「施設の歳入歳出決算見込書」及び「認定書の写し」であるが、この添付書類では、補助対象職員として認定した職員が交付決定後も実際に認定期間を通して雇用され、稼働していた事実を確認することができない。
 - Ⅱ よって、交付要綱を改定し、事業実績報告書の添付書類として、直接処遇職員

に係る事実を確認することができる労働契約書及び賃金台帳等の各写しを提出させるべきである。

③ 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項が、暴力団排除に必要な措置を講ずることを求め、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めているのであるから、交付要綱に暴力団排除条項を定め、受給者である社会福祉法人の役員につき、県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第27 民間社会福祉設備整備資金借入金補助金・利子補給金(児童養護施設・乳児院)

一 補助金の内容

1 概要

民間社会福祉設備整備資金借入金補助金・利子補給金(児童養護施設・乳児院) (以下「児童養護施設等整備補助金」という。)は、児童養護施設・乳児院を運営 する社会福祉法人に対し、児童養護施設・乳児院を設置又は整備する事業について 交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、796万6000円である。平成29年度の予算額は、788万4000円である。平成27年度の決算額は、804万7000円、平成26年度の決算額は、812万9000円である。

3 経緯

補助金20と同じである。

4 受給者

児童養護施設等整備補助金は、借入金補助金と利子補給金とに分かれるが、前者は、平成14年度以前を整備初年度とする福祉貸付金(設置・整備資金に限る。)を借り入れた社会福祉法人が受給者であり、後者は、平成17年度以前を整備初年度とする福祉貸付金を借り入れた社会福祉法人が受給者である。

5 交付要綱

児童養護施設等整備補助金の交付要綱は、補助金20及び同23の交付要綱と同

一である。即ち、補助金20、同23及び同27の三つの補助金の交付事務は、同じ交付要綱の下で運用されている。

6 交付申請及び実績報告

交付要綱に定められた書式を用いて行われ、償還元金又は償還利子の支払につき、 返済一覧表及び振込伝票の各写しが添付されていて、交付申請及び実績報告は交付 要綱のとおりになされている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において、県が暴力団排除のために必要な措置を講ずべき義務が定められ、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを照会すべきことを定めている以上、交付決定に際し、受給者の役員につき暴力団との関係の有無を県警に照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第28 結核予防事業補助

一 補助金の内容

1 概要

学校又は施設の長が行う、結核に係る定期の健康診断の費用の一部を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1374万1000円である。平成29年度の予算額は、2164万2000円である。平成27年度の決算額は、1178万1000円であり、平成26年度の決算額は、1133万3000円である。

3 経緯

結核予防法(旧法。現在は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」に移行。)の規定により、学校又は施設の長には、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者であって政令で定めるものに対し、結核にかかる定期の健康診断を行う必要があり、その

定期の健康診断費用につき、学校又は施設の設置者が負担すべきものとされている (いた)。そして、同法により、かかる費用の一部を都道府県が補助するものとされていたことから、昭和32年から現在まで制度化されている補助金である。

この点、感染症法の附則には、人類がこれまで感染症などによって多大の苦難を経験してきており、感染症を根絶することが人類の悲願であること、そして感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応することが求められていることなどから、同法を制定した旨が記載されている。

4 受給者

本補助金は、感染症法に基づいて定期の健康診断を行うこととされている学校又は施設の設置者に対するものである(感染症法60条1項、58条の3)が、政令指定都市である千葉市、中核市である船橋市及び柏市の区域にある学校又は施設においては、それぞれの市において独自に補助事業が行われているため、本補助金の対象外とされている。なお、ここでいう「学校」とは、専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除くものとされ、「施設」とは、矯正施設その他の施設で政令で定めるものとされている(感染症法53条の2第1項)。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては、感染症法、感染症法施行令のほか、交付要綱が定められている。

(1) 目的

感染症法に基づいて千葉県結核予防事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。) が制定されているが、要綱には、「結核の発生を予防し、公共の福祉の増進を図る ため」(要綱1条)本補助金を交付する旨が記載されている。

(2) 事業

感染症法53条の2第1項に規定されている事業(学校又は施設の長が行う結核にかかる定期の健康診断)である。

補助率は、上記事業にかかる経費の実支出額と交付要綱別表に基づいて算出された金額の少ない方の3分の2である(要綱2条2号)。

(3) 交付申請

- ① 申請書
- I 書式

要綱別記第一号様式によるものとされている(要綱3条)。

Ⅱ 必要的記載事項

上記様式には、①学校又は施設の名称、②所在地、③交付申請額、④事業の目的、⑤事業の内容及び経費として別紙1及び別紙2にそれぞれ記載するよう求められている。

そして別紙1には、結核予防事業費の予算額、歳入額や交付基準による算定額、 県費補助申請額を記載することとされ、別紙2には、結核予防事業計画及び所要 額の内訳として、各種健康診断の受診人員や支出予定額等を記載することとされ ている。

② 添付書類

要綱上、交付申請においては、上記様式以外についての添付書類は特に求められていない。

しかし、受給希望者には事前に、「結核予防業務の手引き」(平成26年3月、 千葉県健康福祉部疾病対策課作成、以下「手引き」という。)が配布されており、 そこでは交付申請において更に、歳入歳出予算書抄本を添付することが求められ ている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記第三号様式によるものとされている(要綱6条)。

Ⅱ 必要的記載事項

上記様式には、①学校又は施設の名称、所在地、補助金精算額、②補助金精算額の明細(決算額の内訳等)、③結核予防事業補助金内訳、④結核予防事業費精算内訳(実際の各種健康診断の受診人数や受診率等)⑤結核予防事業実施成績を記載するよう求められている。

② 添付書類

要綱上、実績報告においては、上記様式以外についての添付書類は特に求められていない。

しかし、手引きにおいては、実績報告において更に、⑥歳入歳出決算書抄本及 び⑦健康診断費算出根拠書類の提出が求められている。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

県から提供を受けたファイルにとじられていた書類に限るが、交付申請書についてはいずれの受給者においても要綱別記第一号様式に必要事項を記載した書類が提出されている。もっとも、具体的事務を行っている健康福祉センター(保

健所)によっては、県に係る書類を送付していないところもあり、それらについては受給者からどのような書式で申請を受けているのか、不明である(なお事務委任については9項参照)。

② 記載内容

県から提供を受けたファイルにとじられていた交付申請書に限るが、いずれの 受給者においても5項(3)(1) II に記載した項目どおりの記載がされている。

(2) 添付書類

県から提供を受けたファイルにとじられていた受給者に関する添付書類に限るが、添付を求めている歳入歳出予算書抄本が添付されていないものが見られた。この点につき、各健康福祉センター(保健所)が実際に受給者から同書類の提出を受けていないのか、受けてはいるものの県担当部課へ写しの送付がされていないに過ぎないのかは不明である。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

県から提供を受けたファイルにとじられていた書類に限るが、実績報告書についてはいずれの受給者においても要綱別記第三号様式に必要事項を記載したものが提出されている。もっとも、具体的事務を行っている健康福祉センター(保健所)によっては、県に係る書類を送付していないところもあり、それらについては受給者からどのような書式で実績報告を受けているのか、不明である(なお事務委任については9項参照)。

② 記載内容

県から提供を受けたファイルにとじられていた実績報告書に限るが、5項(4)① IIに記載した項目どおりの記載がされている。

(2) 添付書類

県から提供を受けたファイルにとじられていた受給者に関する実績報告書に限るが、添付を求めている歳入歳出決算書(見込)抄本や健康診断費算出根拠書類が添付されていないものが見られた。この点につき、各健康福祉センター(保健所)が実際に受給者から同書類の提出を受けていないのか、受けてはいるものの県担当部課へ写しの送付がされていないに過ぎないのかは不明である。

9 事務委任

本事業は、千葉県事務委任規則5条48号により、県内13カ所の健康福祉セン

ター(保健所)長に事務委任されている。

そして県は、各健康福祉センター(保健所)から毎年1回、本件補助金事務に関する報告を受けており、その際、各受給者から提出された書類(補助金交付申請書、補助金変更承認申請書(該当がある場合)、補助金交付請求書、実績報告書)などの提出を受けている。しかし、その報告の際に県に提出される書類が健康福祉センターごとにまちまちである。例えば市原、習志野の各健康福祉センターからは、各受給者から提出された書類は一切提出されておらず、単に事業終了及び交付先、交付額の一覧表のみが県に提出されている。その他にも、補助金交付申請書が一部しか添付されていないものや、添付書類として受給者に提出を求めている書類が添付されていないものもあった。

もっともこの点について、県は、県(担当主務課)として改めての確認をしていない(徹底していない)理由について、事務委任されていることに加え、支出に関しては出納局又は各地域振興事務所出納課における審査の上で適切に行われているためとの回答であった。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 手続の適正

① 出先機関による補助金交付事務

本補助金交付事務を委任している各健康福祉センター(保健所)から県への報告にばらつきがあり、報告を受ける主務課が報告内容の把握、整理に余分な事務負担が生じている可能性があり、また、事業実施の確認のための往査が増えている可能性もある。それゆえ、各健康福祉センターにおいて報告書の作成を効率的にし、その報告書を読む主務課において、報告書の内容把握を正確かつ迅速に行い、これを容易に整理することができるようにするために、その書式を改良すべきところはないのか、事業実施を確認するための証拠書類としてどのような書類を提出させれば足りるのか、各健康福祉センターの報告にばらつきがでないようにするためにはどうすれば良いのかにつき、各健康福祉センターとの協議を重ねて、報告書の書式、添付資料を再検討することが望ましい。

第29 千葉県ことばを育てる会事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県ことばを育てる会の運営費(一般)を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、19万2000円である。平成29年度の予算額も、19万2000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も同額である。

3 経緯

昭和46年に本制度は創設されたが、その際の文書等は保存年限経過につき破棄 済みであり、創設に際しどのような議論、やり取りがなされたかについては不明で ある。

4 受給者

千葉県ことばを育てる会である。同団体の概要は以下のとおりである(全国ことばを育む会のHP (http://b.zkotoba.jp/)、千葉県ことばを育てる会の会則などを参照した。)。

千葉県ことばを育てる会は、NPO法人全国ことばを育む会の下部組織(地区組織)である。千葉県ことばを育てる会は、40年以上前に設立された、全国言語障害児をもつ親の会を前身とする組織であり、耳の不自由な子どもやことばの発達が遅い子ども、知的な遅れはないのに発達に気になる特徴がある子どもたちの親たちが結束して、障害児教育の専門家の先生たちと子どもたちの教育、福祉、医療の充実のための活動を行っている団体である。

同団体の会則によると、行う事業としては、①難聴・言語障害教育の推進、通級 指導教室の促進、充実、②学習会、講演会、相談会などの開催、③啓発活動、会報 等の発行、④NPO法人全国ことばを育む会との連携、⑤その他、会の目的を達成 するために必要な事業、とされている。

また、同団体が平成28年度に行った主な活動内容としては、役員会や理事会、総会のほか、50周年記念誌編集会議、言語障害教育研究部会の研修会、50周年記念講演会の開催、親子ふれあい療育キャンプ(協同募金助成事業)の実施や、通級指導教室担当者の安定配置と養成に関する請願署名活動、千葉県教育委員会への要望書提出、会報誌の発行などである。

5 交付要綱

本補助金に関する交付要綱は作成されていない。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

交付申請に先立って、県から交付先団体へ送付される補助金の内示通知において、交付申請書の書式が指定されており、それに基づいている。

② 記載内容

事業の目的、事業の計画・内容、補助金申請額算出内訳がそれぞれ記載されている。

(2) 添付書類

千葉県ことばを育てる会歳入歳出予算書、役員名簿、会則が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

- (1) 報告書
 - ① 書式

実績報告に先立って、県から交付先団体へ送付される補助金の交付決定書において、実績報告書の書式が指定されており、それに基づいている。

② 記載内容

上記書式に従い、事業の目的、事業の概要、事業費精算状況についてそれぞれ 記載されている。

(2) 添付書類

千葉県ことばを育てる会の歳入歳出決算書が添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

- (1) 手続の適正
 - ① 交付要綱の制定

本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。

2 意見

- (1) 手続の適正
 - ① 補助金額算出根拠の記録化の必要性

県の担当者の回答によると、本補助金に関しては、少なくとも平成24年度以降、補助金額が同額となっているとのことである。

この点、本補助金は受給団体の運営費(一般)を補助するものであるが、補助

金額決定の過程においてどのような検討を経たものなのか、記録上明らかとはいえない。本来、補助金額の算出及び決定においては、補助対象事業の内容や規模、補助の必要性などについての実質的な検討を経ている必要がある。そこで、補助金額決定に際しどのような検討がなされたのかということに関する書類を作成しておくことが望ましい。

第30 千葉県手をつなぐ育成会事業及び療育親子の旅事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県手をつなぐ育成会の事業費(一般)、及び同団体が行う療育親子の旅事業 の運営費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、58万4000円(内訳は、同団体の事業費(一般) として13万6000円、療育親子の旅事業の運営費として44万8000円)である。平成29年度の予算額も、58万4000円である。平成27年度の決算額も、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

昭和49年に本制度は創設されたが、その際の文書等は保存年限経過につき破棄 済みであり、創設に際しどのような議論、やり取りがなされたかについては不明で ある。

4 受給者

千葉県手をつなぐ育成会である。同団体の概要は以下のとおりである(千葉県手をつなぐ育成会のHP(http://www.chi-ikuseikai.com/)などを参照した。)。

千葉県手をつなぐ育成会は、知的障害者の人達が地域社会の中で人権が守られる 生涯を通して「完全参加と平等」の生活が保障されることを願ってその諸対応の実 践を推進することを目的として、全国手をつなぐ育成会の下部組織として昭和32 年に設立された団体である。

また、同団体が平成28年度に行った主な活動内容としては、役員会や会長会、総会の開催のほか、会報誌等の発行、各種研修会や講演会の開催、各地区会員研修会の開催、レクリエーション事業(親子の旅事業、親子の地引網大会、日帰りバス旅行)の実施などである。

5 交付要綱

本補助金に関する交付要綱は作成されていない。

6 交付申請

- (1) 申請書
 - ① 書式

特に県から定められた書式は提供されていない。

② 記載内容

補助金額を交付申請する旨が記載されているのみである。もっとも、交付申請 に先立って、交付先団体から県へ送付される補助金の事前協議書において、事業 の目的や内容についての書類が添付されている。

(2) 添付書類

療育親子の旅事業の実施要領、予算書及び事業計画書(主要行事日程表)が添付されている。そして上記実施要領には、療育親子の旅事業における日程や、参加者に負担を求める参加費等が明記されている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

- (1) 報告書
 - ① 書式

実績報告に先立って、県から交付先団体へ送付される補助金の交付決定書において、実績報告書の書式が指定されており、それに基づいている。

② 記載内容

上記書式に従い、事業の目的、事業の概要、事業費精算状況などが、交付先団 体の事業費一般と療育親子の旅事業それぞれについて記載されている。

(2) 添付書類

千葉県手をつなぐ育成会の事業報告書、決算報告書、会計監査報告書が添付されている。なお、療育親子の旅事業に関する実績報告書中、添付とされている「実施要領」は添付されていない(少なくとも県から提供されたファイルにはとじられていない。)。また、決算報告書に関する原資料(領収書など)は添付されていない。この点、療育親子の旅事業に関する実績報告書に記載されている「支出済額」(242万3748円)と、決算報告書の支出の部で同事業に支出したとされる金額(236万4318円)とが異なっている。

二 指摘・意見

1 指摘

- (1) 手続の適正
 - ① 交付要綱の制定

本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。そこで、交付手続の適正 を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定 すべきである。

② 手続書類における補助金対象事業の明示化

県から交付先団体へ送付される、補助金の交付決定書や額の確定通知書においては、交付対象事業毎の補助金額ではなく、それらを合計した金額のみが記載されていた。しかし、使途が交付先団体の事業費一般と療育親子の旅事業とに分かれているのであれば、明確性、手続の適正化のため、それぞれの書類にも内訳を明示して記載すべきである。

③ 添付書類の不備

療育親子の旅事業に関し、実績報告書で別紙として添付されているはずの実施要領が添付されていない点については (一8項(2)参照)、主務課において交付先団体から提出された実績報告書について十分な検討を行っていない可能性を示唆するものである。そのため、交付先団体に追完を求めるべきである。

④ 実績報告書の内容不備

療育親子の旅事業に関し、実績報告書に記載されている事業費の支出済額 (242万3748円)と、添付されている決算書に記載されている同事業の支出額(236万4318円)が異なる(一8項(2)参照)ため、県としてはその点につき受給先への確認をすべきである。

⑤ 支出証拠書類添付の必要性

療育親子の旅事業に対する補助金に関しては、実績報告の際、実際の支出資料 (領収書など)の写しの提出を求め、確認すべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 補助金額算出根拠の記録化の必要性

県の担当者の回答によると、本補助金に関しては、少なくとも平成24年度以降、補助金額が同額となっているとのことである。

この点、本補助金は受給団体の運営費(一般)を補助するものであるが、補助金額決定の過程においてどのような検討を経たものなのか、記録上明らかとはいえない。本来、補助金額の算出及び決定においては、補助対象事業の内容や規模、補助の必要性などについての実質的な検討を経ている必要がある。そこで、補助金額決定に際しどのような検討がなされたのかということに関する書類を作成しておくことが望ましい。

第31 千葉県肢体不自由児協会事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人千葉県肢体不自由児協会の運営費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、255万4000円(内訳は、ボランティア事業の運営費として49万6000円、親子の旅事業の運営費として44万8000円、機能訓練機器貸与事業の運営費として91万2000円、療育キャンプ事業の運営費として68万8000円)である。平成29年度の予算額も、255万4000円である。平成27年度の決算額も、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

昭和39年に本制度は創設されたが、その際の文書等は保存年限経過につき破棄 済みであり、創設に際しどのような議論、やり取りがなされたかについては不明で ある。

4 受給者

公益財団法人千葉県肢体不自由児協会である。同団体の概要は以下のとおりである(千葉県肢体不自由児協会のHP (https://www.chiba-sikyou.com/) などを参照した。)。

公益財団法人千葉県肢体不自由児協会は、肢体不自由児の自立及び社会参加を支援するため、地域における医療機関及び教育機関等と連携し、地域社会における体験活動、療育相談並びに車いす・訓練器具の無償貸与等の事業を行うとともに、肢体不自由児に対する地域社会の理解の促進を図るため、肢体不自由児療育思想の普及啓発活動、バリアフリーに関する調査及び情報提供並びにボランティアの育成等の事業を行い、もって、肢体不自由児の福祉の向上とすべての人々がお互いに助け合い共に生きる地域社会づくりに寄与することを目的とする団体である。

同団体の定款によると、同団体が行う事業は以下のとおりである。

- ① 肢体不自由児の自立を支援する事業
- ② 肢体不自由児の社会参加を支援する事業
- ③ 肢体不自由児の療育相談及び助言事業
- ④ 肢体不自由児に対するバギー・車いす・訓練器具の無償貸与事業
- ⑤ 肢体不自由児に対する理解及び療育思想の普及啓発事業
- ⑥ 肢体不自由児に対するバリアフリーなどに関する調査及び情報提供事業
- (7) 肢体不自由児に対するボランティアを育成する事業
- ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

また、同団体が平成28年度に行った主な活動内容としては、理事会や評議員会の開催のほか、肢体不自由児支援事業(就労意欲向上支援事業の実施、研修会の実施、療育キャンプや親子の旅の実施、車いす等の器具貸与など)、肢体不自由児理解促進事業(募金活動やボランティア育成事業など)の実施などである。

5 交付要綱等

本補助金に関する交付要綱は作成されていない。

6 交付申請

- (1) 申請書
 - ① 書式

特に県から定められた書式は提供されていない。

② 記載内容

補助金申請額の算出内訳(総事業費、補助基本額及び補助所要額)が記載されている。

(2) 添付書類

補助事業に関する計画書、補助事業収支計画書及び交付先団体全体の事業計画書 と収支予算書が添付されている。これらにより、補助対象事業の内容、収支予定(補助率も含む)について把握することができる。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

- (1) 報告書
 - ① 書式

実績報告に先立って、県から交付先団体へ送付される補助金の交付決定書において、実績報告書の書式が指定されている。

② 記載内容

上記書式に従い、各事業の目的、各事業の概要、事業費精算状況が記載されている。

(2) 添付書類

事業ごとの収支決算書が添付されている。これにより、各事業に掛かった費用や 補助率、支出の内訳がわかるが、各支出に関する原資料(領収書など)は添付され ていない。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付要綱の制定

本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。そこで、交付手続の適正 を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定 すべきである。

② 手続書類における補助金対象事業の明示化

県から交付先団体へ送付される、補助金の交付決定書や額の確定通知書においては、交付対象事業ごとの補助金額ではなく、それらを合計した金額のみが記載されていた。しかし、補助対象事業が複数に分かれているのであれば、明確性、手続の適正化のため、それぞれの書類にも内訳を明示して記載すべきである。

③ 支出証拠書類添付の必要性

実績報告の際、実際の支出資料(領収書など)の写しの提出を求め、確認すべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 補助金額算出根拠の記録化の必要性

県の担当者の回答によると、本補助金に関しては、少なくとも平成24年度以降、補助金額が同額となっているとのことである。

この点、本補助金は受給団体の運営費(一般)を補助するものであるが、補助金額決定の過程においてどのような検討を経たものなのか、記録上明らかとはいえない。本来、補助金額の算出及び決定においては、補助対象事業の内容や規模、補助の必要性などについての実質的な検討を経ている必要がある。そこで、補助金額決定に際しどのような検討がなされたのかということに関する書類を作成しておくことが望ましい。

第32 千葉県自閉症協会事業及び親子の旅事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県自閉症協会の運営費(一般)及び親子の旅事業の運営費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、51万2000円(内訳は、同団体の運営費(一般) 6万4000円、親子の旅事業の運営費44万8000円)である。平成29年度 の予算額も、51万2000円である。平成27年度の決算額も、平成26年度の 決算額も同額である。

3 経緯

昭和49年に本制度は創設されたが、その際の文書等は保存年限経過につき破棄 済みであり、創設に際しどのような議論、やりとりがなされたかについては不明で ある。

4 受給者

千葉県自閉症協会である。同団体の概要は以下のとおりである(千葉県自閉症協会のHP (http://www.interq.or.jp/japan/aschiba/) などを参照した。)。

千葉県自閉症協会は、千葉県内に生活する自閉症児者が一人ひとりの個性を尊重され、人としての尊厳を保障される地域社会を創り、本人とその家族の福祉の増進に寄与することを目的とする団体である。

同団体の定款によると, 同団体の行う事業は、上記目的を達成するための以下の 事業とされている。

- ① 自閉症児者の教育、福祉、就労に関する相談
- ② 自閉症に関する研修会の開催及び図書の出版
- ③ 自閉症に関する正しい知識及び理解の普及に資する啓発活動
- ④ 会員への情報提供、会報の発行
- ⑤ 専門家、関係機関、他の障害者団体とりわけ発達障害者関連団体との協力及 び連携
- ⑥ 正会員である地域の自閉症児者団体の活動支援
- ⑦ 自閉症児者に対する就労支援事業・療育事業
- ⑧ 一般社団法人日本自閉症協会からの委託業務
- ⑨ 国および地方公共団体等からの委託業務
- ⑩ 正会員である地域の自閉症児者団体の会員情報の管理
- ① その他、本協会の目的達成に必要な事業

また、同団体が行った平成28年度の主な活動内容としては、総会や懇談会の開催のほか、講演会の開催や、親子の旅事業(年4回)の実施などである。

5 交付要綱

本補助金に関する交付要綱は作成されていない。

6 交付申請

- (1) 申請書
 - ① 書式

交付申請に先立って、県から交付先団体へ送付される補助金の内示通知書において、交付申請書の書式が指定されており、それに基づいている。

② 記載内容

上記書式に従い、事業の目的、事業の概要(計画)、補助金申請額算出内訳が それぞれ記載されている。しかし、事業の概要欄には、「別紙計画書」と記載が あるものの実際には添付されていない。

(2) 添付書類

千葉県自閉症協会予算書、同団体の役員名簿、同団体の定款が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

実績報告に先立って、県から交付先団体へ送付される補助金の交付決定書において、実績報告書の書式が指定されており、それに基づいている。

② 記載内容

上記書式に従い、事業の目的、事業の概要、事業費精算状況についてそれぞれ 記載されている。なお、事業の概要に関しては、事業報告書が提出されている。

(2) 添付書類

千葉県自閉症協会の収支報告書、親子の旅事業の収支報告書が添付されている。 しかし、補助事業にかかる収支決算書に関する原資料(領収書など)は添付されていない。また、親子の旅事業について、上記事業報告書によると、平成28年度には4カ所に行っているようであるが、収支報告としては全てがまとめられた内容となっているため、それぞれの事業(旅行)においての収支の内訳が不明となっている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付要綱の制定

本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。そこで、交付手続の適正 を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定 すべきである。

② 手続書類における補助金対象事業の明示化

県から交付先団体へ送付される、補助金の交付決定書や額の確定通知書においては、交付対象事業ごとの補助金額ではなく、それらを合計した金額のみが記載されていた。しかし、補助対象事業が複数に分かれているのであれば、明確性、

手続の適正化のため、それぞれの書類にも内訳を明示して記載すべきである。

③ 添付書類の不備

交付申請に関し、別紙として添付されているはずの計画書が添付されていない 点につき、交付先団体に追完を求めるべきである。

④ 支出証拠書類添付の必要性

実績報告の際、実際の支出資料(領収書など)の写しの提出を求め、確認すべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 補助金額算出根拠の記録化の必要性

県の担当者の回答によると、本補助金に関しては、少なくとも平成24年度以降、補助金額が同額となっているとのことである。

この点、本補助金は受給団体の運営費(一般)を補助するものであるが、補助金額決定の過程においてどのような検討を経たものなのか、記録上明らかとは言えない。本来、補助金額の算出及び決定においては、補助対象事業の内容や規模、補助の必要性などについての実質的な検討を経ている必要がある。そこで、補助金額決定に際しどのような検討がなされたのかに関する書類を作成しておくことが望ましい。

第33 千葉県視覚障害者福祉協会運営費補助金

一 補助金の内容

1 概要

社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会の運営費(一般)を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、22万円である。平成29年度の予算額も、22万円である。平成27年度の決算額も、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

昭和53年に本制度は創設されたが、その際の文書等は保存年限経過につき破棄 済みであり、創設に際しどのような議論、やりとりがなされたかについては不明で ある。

4 受給者

社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会である。同団体の概要は以下のとおりである(同団体のHP(http://www.tisikyo.jp/)などを参照した。)。

同団体は、近年増加する中途視覚障害者をはじめ、多くの視覚障害者に対して、「視覚障害とともに生きる」ことができるよう、情報とリハビリテーションの一貫した支援サービスを提供することによって、視覚障害者の社会自立を総合的に支援している団体である。

そして、同団体の主な事業は以下のとおりである。

- (1) 情報サービス
- (2) 点字と録音図書の製作・貸出・閲覧、点字・テープ広報紙の発行
- (3) 生活支援サービス
- (4) 視覚障害者のための生活訓練、用具の販売
- (5) 研修事業
- (6) 同行援護技術研修の実施、ガイドヘルパー等の養成、障害者のITの利用に 関するサポート (障害者ITサポートセンター)

また、平成28年度に行った主な活動内容としては、総会や理事会のほか、同団体の自主事業としての広報活動(広報誌発行など)や同行援護従業者養成研修事業、ボランティア研修、ヘルパー研修会の開催、受託事業としての教養講座や点字教室、サウンドテーブルテニス教室などの開催、社会福祉法人日本盲人会連合関連の理事会や懇談会への担当者の出席、啓蒙啓発活動としての講師派遣、他団体との交流の一環として関係行事への担当者の出席などである。

5 交付要綱

本補助金に関する交付要綱は作成されていない。

6 交付申請

- (1) 申請書
 - ① 書式

特に県から定められた書式は提供されていない。

② 記載内容

補助金申請額のみが記載されている。

(2) 添付書類

特に添付されていない。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

- (1) 報告書
 - ① 書式

県から実績報告に先立って、交付先団体へ送付される補助金の交付決定書にお

いて、実績報告書の書式が指定されており、それに基づいている。

② 記載内容

上記書式に従い、事業の目的、事業の内容(事業実施報告書(案)を別添)、 事業費精算状況が記載されている。

(2) 添付書類

収支決算書(案)が添付されている。

また、同書によると、交付先団体の事業全体の収支差額は500万円以上の黒字であり、前期からの繰越金を合わせて、次期への繰越額は1700万円以上となっていることがわかる。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 効率性

① 補助対象事業の特定

補助金額は22万円であるが、補助対象事業は、受給者が行う事業全般であり、 補助金交付の効果が見え難い。補助対象事業を補助金額に見合う具体的な事業に 特定し、補助金交付と補助対象事業との関連性を明確にし、補助金交付の効果が 見えるようにすべきである。

(2) 手続の適正

① 交付要綱の制定

本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。そこで、交付手続の適正 を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定 すべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 繰越金が補助額よりも多額

社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会は、平成28年度決算書(案)において当期収支が500万円以上の黒字である上に、次期繰越金が1700万円以上にも及んでいる。他方、県からの補助金額は22万円であり、繰越額を下回っている。それゆえ、収支の推移と事業の実施状況を注視し、補助金交付の在り方を検討することが望ましい。

(2) 手続の適正

① 補助金額算出根拠の記録化の必要性

県の担当者の回答によると、本補助金に関しては、少なくとも平成24年度以降、補助金額が同額となっているとのことである。この点、どのような検討を経

て補助金額が決定されているのか、記録上明らかとはいえない。本来、補助金額の算出及び決定においては、補助対象事業の内容や規模、補助の必要性などについての実質的な検討を経ている必要がある。そこで、補助金額決定に際しどのような検討がなされたのかに関する書類を作成しておくことが望ましい。

第34 東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

2020年に開催される東京パラリンピックに千葉県出身選手を一人でも多く 輩出するため、障害者アスリートの強化・支援の充実に向け、トップ選手の強化と 併せて、支援体制の整備や掘り起こしを実施する一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会へ助成するものである。なお、監査の対象としたのは、健康福祉部障害者 福祉推進課所管の補助金部分のみである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1500万円(内訳は、障害者競技組織体制の整備事業の事業費として980万円、障害者スポーツ選手の掘り起こし事業の事業費として520万円)である。平成29年度の予算額も、1500万円である。平成27年度の決算額も、同額である。

3 経緯

県では、2020年に開催される東京オリンピックに向けて、平成26年度から「めざせ東京オリンピック・ちばジュニア強化事業」(教育庁体育課所管)を開始し、競技力向上推進本部の行うジュニア世代の選抜選手を強化する取組に対して助成してきた。そして、平成27年度からは、上記と同様に東京パラリンピックに向け、障がい者スポーツ選手を強化する取組等への助成を開始するために、本事業が創設された。

なお、本事業に関して、2項記載の各事業のほか、パラリンピックアスリート強 化事業にも県から補助金が交付されているが、同補助金については所管が教育庁教 育振興部体育課であるため、今回の監査対象からは外している。

4 受給者

一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会である。同団体の概要は以下のとおりである(同協会から提供を受けた事業計画などを参照した。)。

同協会は、千葉県の障がい者スポーツ団体を総括する団体として障がいのある人のスポーツの振興を図り、その社会参加の促進と健康の維持増進に寄与することを

目的に事業を実施している団体である。そして事業の一環として、東京パラリンピックに千葉県選手を一人でも多く輩出するため、障がい者アスリートの強化及び支援を行っている。

同協会の主な事業内容としては、千葉県障害者スポーツ大会の開催(平成28年度は約2200名が参加)、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣、障がい者スポーツの指導者養成講習会などの開催、障がい者アスリート部会の運営、障がい者スポーツ選手掘り起こし事業、その他普及及び広報事業などがある。

5 交付要綱

本補助金の交付基準としては、東京オリンピック・パラリンピックアスリート強 化・支援事業補助金及び交付金交付要綱(以下「要綱」という。)が定められてい る。

(1) 目的

東京オリンピック・パラリンピックに千葉県出身の選手が1人でも多く出場し、 その活躍により県民に元気と勇気を与えることが目的とされている(要綱1条)。

(2) 事業

本補助金の対象事業は以下のとおりである(要綱別表1-1に記載)。

① 障害者競技組織体制の整備

対象組織	(一社) 千葉県障がい者スポーツ協会に設置される「障がい者アスリート部会」			
丛	上記対象組織の実施する下記事業に要する経費			
	①有力選手の調査・把握 ②競技団体の育成 ③障害者スポーツの普及・啓発			
対象事業	④障害者アスリートの発掘・強化 ⑤強化対象選手の選定・強化支援額の算定			
	⑥各種会議の開催			

② 障害者スポーツ選手の掘り起こし

	東京パラリンピック実施競技(22競技)
	アーチェリー、ウィルチェアーラグビー、車椅子フェンシング、車椅子テニス、
杂	車椅子バスケットボール、ゴールボール、視覚障害者5人制サッカー、シッティ
対象競技	ングバレーボール、自転車、柔道、水泳、卓球、射撃、馬術、パワーリフティン
	グ、バドミントン、テコンドー、ボート、ボッチャ、陸上、カヌー、トライアス
	ロン
年齢	12歳以上

対象選手	範 囲	①千葉県内の中学校、高等学校、特別支援学校、大学、スポーツクラブに在籍する生徒又は学生で競技団体等から推薦された者 ②千葉県内に在住する者で競技団体等から推薦された者 ③千葉県内の中学校、高等学校、特別支援学校を卒業した者で競技団体等から推薦された者		
	資 質	障害者スポーツ選手のうち、優れた能力を有し、継続してパラリンピック競技に 取り組む意志を持つ者		
	備考	選手を継続的に指導する監督・コーチ等及び強化活動に必要とされる介助者は対象事業における支援の対象とすることができる。		
対象事業		競技体験会 トップアスリートによる実技指導及びパラリンピック競技体験		

また、対象となる経費は、以下の経費である(要綱別表2参照)。なお負担割合は経費全額とされている。

上記①の事業につき、報酬(委員報酬)、旅費(交通費、雑費等)、給料(職員の給与)、賃金(日々雇用職員経費)、職員手当等(通勤手当等)、共済費(社会保険料等)、需用費(事務用品、コピー用紙、資料印刷代等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、使用料及び賃借料(会場借上料等)、備品購入費(パーソナルコンピュータ等)。

上記②の事業につき、講師謝金(技術指導等)、旅費(交通費、雑費等)、需用費 (事務用品、コピー用紙、資料印刷代等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、会場 及び競技用具使用料(体験会会場、ミーティング会場、競技用具使用料等)、食糧 費(昼食等)、競技用具費(団体に帰属する競技用具備品購入費及び修理費等)、保 険料(行事保険等)、消耗品費(ボール、ラケット、医薬品等)。

(3) 交付申請

- ① 申請書
- I 書式

要綱別記第1号様式によるものとされている(要綱4条)。

Ⅱ 必要的記載事項

上記様式には、交付申請額を記載することとされており、そのほかは②記載の 添付書類によることとされている。

② 添付書類

事業実施計画書、収支予算書、その他関係書類を添付することとされている。

なお事業実施計画書においては、事業の目的、事業の内容としての事業名及び 実施期日を記載することとされている。

(4) 実績報告

- 報告書
- I 書式

要綱別記第3号様式によるものとされている(要綱7条)。

Ⅱ 必要的記載事項

実績報告書には事業の完了年月日のみを記載することとされ、そのほかの報告 については②記載の添付書類によるものとされている。

② 添付書類

事業実施報告書、収支決算書、その他関係書類を添付することとされている。 なお事業実施報告書には、事業の目的、事業の内容としての事業名及び実施期 日、事業の成果につき記載することとされている。

6 交付申請

- (1) 申請書
 - ① 書式

要綱別記1号様式に基づいている。

② 記載内容

同書には交付申請額のみが書かれ、そのほかは(2)記載の添付書類によっている。

(2) 添付書類

事業実施計画書、収支予算書、障害者スポーツ掘り起こし事業に関する予定及び 予算表、同事業の支出内訳書が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

- 8 実績報告
- (1) 報告書
 - ① 書式

要綱別記第3号様式に基づいている。

② 記載内容

同書には事業の完了年月日のみが記載されており、そのほかは(2)記載の添付書類によるものとされている。

(2) 添付書類

事業実施報告書、収支決算書、その他関係書類が添付されている。なお事業実施報告書には事業の成果として、「競技体験会を実施し、東京パラリンピックに向け

て幅広く有望選手を掘り起こし、運動能力の高い障がい者の競技への興味、関心を 高めることができた」と記載されている。

また、収支決算書には、収入及び支出の内訳が記載されているが、それぞれの支 出項目(「会議費」や「人件費」など)の具体的な内容(内訳)は記載されていな い。

もっとも、支出項目のうち障害者スポーツ選手掘り起こし事業に関しては、競技体験会を実施した各競技団体から障がい者スポーツ協会に競技体験会の実績報告書の提出があった都度、県担当者に同報告書(領収書付きのもの)がメールで送られてくるため、県としては支出につきその都度確認しているとのことである。

その他関係書類としては、補助対象事業のうち障がい者競技組織の体制整備事業に関しては障がい者アスリート部会を開催した旨及びその概要を、障害者スポーツ選手掘り起こし事業に関しては12競技の体験会を実施した旨及びその概要(参加人数を含む)が記載されている。なお、同書によると、上記体験会に参加した人数は合計525名であった。

二 指摘・意見

1 指摘

- (1) 手続の適正
 - ① 支出証拠書類添付の必要性

補助対象事業のうち障害者競技組織体制の整備事業に関しても、実績報告の際、 実際の支出資料(領収書など)の写しの提出を求め、確認すべきである。

また、補助対象事業のうち障害者スポーツ選手の掘り起こし事業に関しても、 担当者による領収書データでの確認だけでなく、他の関連資料とともに書面でファイルにとじておき、他の職員によっても(いつでも)確認できる体制にしておくべきである。

2 意見

意見はない。

第35 千葉県精神医療審査会報告書料等補助金

一 補助金の内容

1 概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則13条1号に規定する医療保護入院届、同細則13条の5第1項に規定する措置入院者の定期病状報告書及び同条2項に規定する医療保護入院者の定期病状報告書を作成するに当たり要する

経費に対して支給される補助金である。

2 予算

平成28年度の予算額は、1000万円である。平成29年度の予算額も、

1000万円である。平成27年度の決算額は、1229万6000円である。平成26年度の決算額は、1256万6000円である。なお、交付金額は1件当たり1500円であり、平成22年度に補助金の額を1件当たり2000円から現状に引き下げている。

3 経緯

精神科病院に入院する患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図ることを目的に平成19年度に開始された。

4 受給者

受給者は千葉県下の精神科病院である。

5 交付要綱

(1) 目的

医療保護入院届、措置入院者及び医療保護入院者定期病状報告書を作成するに当たり要する経費に対して支給される補助金である。

(2) 事業

千葉県下の精神科病院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 13条1号に規定する医療保護入院届、同細則13条の5第1項に規定する措置入 院者の定期病状報告書及び同条2項に規定する医療保護入院者の定期病状報告書 を作成する。

(3) 交付申請

① 申請書

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付申請書(第1号様式)による。

② 添付書類定めなし。

(4) 実績報告

① 報告書

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金実績報告書(第3号様式)による。

② 添付書類定めなし。

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付請求書(第4号様式)による。

(2) 添付書類

定めなし。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

定めなし。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 手続の適正

① 補助金の額の根拠

開始当初は1件当たり2000円としていたものを平成22年度に1500円としているが、この金額の根拠が明確ではないため、その妥当性を評価することができない。補助金の額の妥当性を検討するためにも1500円の根拠を明確にすることが望ましい。

② 要綱の整備

要綱と実際の事務手続の流れ(千葉県精神医療審査会報告書料等補助金事務の流れ)を比較すると、実績報告書の提出を受けて精神医療審査会台帳との突合を行っており、それにより、報告ミス等も発見されている。しかしながら、当該事務手続は要綱に記載がない。実効性の高い手続であることから、要綱に記載することが望ましい。

第36 千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備費補助金

一 補助金の内容

1 概要

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人を受給者とした、千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、6107万円である。平成29年度の予算額は、4623万9000円である。平成27年度の決算額は、2060万円である。なお、平成26年度は、制度が創設されていない。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成27年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会から提出された答申で、千葉県袖 ケ浦福祉センターの利用者を計画的に民間施設・地域移行することにより、定員規 模を現行の半分程度に縮小することと提言されたことによる。

4 受給者

袖ヶ浦福祉センターの利用者を受け入れた社会福祉法人、医療法人、特定非営利 活動法人

5 交付要綱

(1) 目的

千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備費を補助することにより、袖ヶ浦福祉センター更生園及び養育園の利用者の民間・地域移行を推進することを目的とする(2条)。

(2) 事業

平成27年3月31日時点で袖ヶ浦福祉センターに入所している強度行動障害等のある利用者を受け入れるための施設整備に係る下記の費用。

- ① グループホームを新たに創設する場合は、グループホーム整備費用
- ② 障害者支援施設を改修する場合は、施設改修費用

6 交付申請

(1) 申請書(必要的記載事項) 申請金額、事業の目的及び内容

(2) 添付書類

申請額算出内訳、事業計画書、歳入歳出予算書(見込書)抄本、受入対象者の状況

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知(交付要綱に特段の定めはない。)。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類

- 施設整備費精算書(総事業費、補助対象経費額、補助所要額)
- 事業実績報告書(対象施設の概要、支出済事業費額、施工期間)
- ・工事請負契約書及び設計監理業務契約書の写し
- 工事完了検査済証

- 各室面積表
- ·配置図、建物平面図、立面図
- 建物内外写真
- · 歳入歳出決算書(見込書) 抄本
- ・受入対象者の状況(受入対象者の氏名、障害の状況、入所合意状況)

二 指摘・意見

1 指摘

- (1) 手続の適正
 - ① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において「県は、公共工事その他の県の事務又は事業(略)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者(略)を県の事務等から排除するため、県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。」旨規定する。また、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めること等を求めている。

暴力団排除が条例上の要求であるので、交付要綱に暴力団排除規定を整備し、 誓約書を求め、警察本部への照会をするなど、徹底を図るべきである。

2 意見

意見はない。

第37 民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金

一 補助金の内容

1 概要

社会福祉法人、社会福祉事業を行う施設を受給者とした、施設整備借入金に対する補助金・利子補給金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億424万5000円である。平成29年度の予算額は、8538万3000円である。平成27年度の決算額は、1億2401万1000円、平成26年度の決算額は、1億3819万5000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成13年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因 平成13年度に社会福祉課(現:健康福祉指導課)が制定した「民間社会福祉施 設整備資金借入金補助金・利子補給金交付要綱」に基づく。

従来「民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱」と「社会福祉施設整備 資金等利子補給金交付要綱」の2つの要綱があり、それぞれの要綱に基づき、借入 金の元本に対する補助と、利子に対する補助を別々に行っていたものを統合し、新 たな要綱とした。

4 受給者

社会福祉法人

- (1) 償還元金に対する補助金の対象施設 救護施設等、要綱別表1に掲げる施設
- (2) 利子に対する補給金の対象施設 社会福祉事業(社会福祉法2条)を行う施設(除外施設については要綱別表2)

5 交付要綱

(1) 目的

民間社会福祉施設の整備を促進し、社会福祉事業の振興を図るとともに、施設経営の健全化及び入所者等の処遇の向上を図るため、社会福祉法人が要綱別表1に掲げる目的で独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付金(設置・整備資金に限る。)に係る償還元金に対する補助金(社会福祉施設整備事業のうち平成15年度以降を初年度として整備する施設を除く。)並びに別表2に掲げる目的で法人が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付金(設置・整備資金に限る。)及び社会福祉法人千葉県社会福祉協議会から借り入れた千葉県社会福祉事業振興資金に係る利子に対する補給金を、予算の範囲内において、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例、千葉県補助金等交付規則及び要綱に基づき交付する。

(2) 事業

民間社会福祉施設の整備

- 6 交付申請・実績報告
- (1) 申請及び実績報告書(必要的記載事項) 補助金・補給金交付申請額等
- (2) 添付書類

申請額算出内訳調書(要綱別紙1)、収支決算(見込)書抄本、原本証明書、福祉医療機構(旧社会福祉・医療事業団)等から発行された償還年次表の写し、償還一部免除がある場合には、その決定通知書の写し、償還元金及び利子の領収書の写し又は通帳の写し

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知(交付要綱に特段の定めはない)。

交付決定書には同規則14条1項(確定)の規定によりとの記載もある。 交付決定額は申請額と同額である。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において「県は、公共工事その他の県の事務又は事業(略)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者(略)を県の事務等から排除するため、県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。」旨規定する。また、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めること等を求めている。

暴力団排除が条例上の要求であるので、交付要綱に暴力団排除規定を整備し、 誓約書を求め、警察本部への照会をするなど、徹底を図るべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 補助金支出の効果の検討

補助金支出の効果について、補助金の要件、額、存否等の検討のための資料とするための評価を行うことは重要であり、その有効な手段として、客観的な成果目標を立て、その達成度を測ることが考えられる。補助金交付は事業を進めるための手段であり、事業の方向性に基づいて個々の補助金の公益目的等を設定した上で、交付を行うはずである。そのため、客観的な成果指標によることができる場合にはそれによって行い、それが難しい場合も、主観的な要素が含まれても工夫次第で客観化し得る方法を模索することが望ましい。補助金交付を開始した経緯が不明であったり、必要性や公益性(成果)に関して抽象的にしか捉えていなかったりすると、財政状況が悪化して削減や廃止の対象となった場合に反論ができず、真に必要な補助金であるにもかかわらず削減・廃止されて公益目的が達成されず、かえって住民の福祉に反する結果となりかねない。

借入れをしている社会福祉法人を実質的に優遇することによる効果を検証できているか、検討することが望ましい。

(2) 手続の適正

① 提出書類の日付を空白とする指示

押印させた文書について、日付は空白とする旨指示をしている。

本来は作成名義人である補助金受給者が実際に作成した年月日、あるいは提出年月日を記載させるべきである。あえて上記の指示をすることについて目的やその合理性が認められない。仮に期限徒過を実質的に救済するためであるなら、期限を設定した意味がない(あるいは設定した期限自体が不合理である。)。上記の指示が単なる協力依頼でなく拘束力を有するという運用、つまり年月日の記載がある書類を受け付けないという運用をしている場合は、そのような運用を改めるべく検討することが望ましい。

第38 障害者グループホーム整備費補助金

一 補助金の内容

1 概要

受給者を社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、 公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の法人とした、 既存の建物の買取りに必要な費用及び既存建物の買取りに係る事務費、スプリンク ラー設備整備に必要な工事費に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、4700万円である。平成29年度の予算額は、4046万6000円である。平成27年度の決算額は、1120万円、平成26年度の決算額は、1680万円である。

3 経緯

(1) 交付の始期平成4年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因不明

4 受給者

障害者グループホームを運営する社会福祉法人等である。 なお、施設の運営は補助金がなくとも財政的には問題ないとのことである。

5 交付要綱

(1) 目的

社会福祉法人等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律5条15項に規定する共同生活援助を行う住居(グループホーム)を整備する場合に、その施設整備に要する経費に対して、補助金を交付する。

(2) 事業

障害者グループホーム整備(既存の建物の買取り、スプリンクラー設備整備)

6 交付申請

(1) 申請書(必要的記載事項)

申請金額、事業の目的及び内容

(2) 添付書類

事業計画書、申請額內訳書、歳入歳出予算書(見込書)抄本

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知(交付要綱に特段の定めはない。)。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類:事業実績報告書、精算額內訳書、歳入歳出決算書(見込書)抄本

二 指摘・意見

1 指摘

- (1) 手続の適正
 - ① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において「県は、公共工事その他の県の事務又は事業(略)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者(略)を県の事務等から排除するため、県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。」旨規定する。また、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めること等を求めている。

暴力団排除が条例上の要求であるので、交付要綱に暴力団排除規定を整備し、 誓約書を求め、警察本部への照会をするなど、徹底を図るべきである。

2 意見

- (1) 手続の適正
 - ① 入札・見積り合わせについて

工事費等の補助金対象経費に関しては、見積り合わせ等をしたかどうかに関する書類の提出は求めていない(県から求めなくとも受給者の判断により入札や見積り合わせを行っているケースもあった)。賃借した建物に対する工事において、

賃貸人が、運営法人の代表者と同一人物となっている賃貸借契約があった。

賃料は本件の補助対象経費ではないものの、賃料が近傍同種と比べて不相当に高額となっていないか、逆に代表者が私財を投入する趣旨で名目的な賃料額としているか等は、賃貸借契約書上明らかとなっていない。補助金対象経費の金額について入札や見積り合わせをしていないとすれば、上記の賃貸借契約と同様、金額の妥当性が不明となる。

そのため、補助金対象経費の金額の客観的な妥当性を確保するため、入札や見積り合わせによることが望ましい。

第39 民間障害児入所施設等職員待遇改善事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

民間の障害児入所施設及び児童発達支援センターのうち、国の定める職員配置基準を上回って指導員等を雇用した(している)施設を受給者とした、職員の待遇改善及び入所児童等の処遇の向上を図るための補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、8460万3000円である。平成29年度の予算額は、8989万1000円である。平成27年度の決算額は、6479万2000円、平成26年度の決算額は、5539万1000円である。

年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8
補助対象施設数	8施設	9施設	10施設
補助対象人数計	22人	25人	26人

3 経緯

(1) 交付の始期

平成5年度に補助金交付が開始されている。

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因 福祉分野における人手不足やそれに伴う利用者の処遇の低下等を背景として平成5年度より開始された。

社会的なニーズや関係法令の改正等を受けて、これまでに何度も要綱改正が行われている。

4 受給者

(1) 受給者の概要

民間の障害児入所施設及び児童発達支援センター

(2) 二次受給者

施設職員

5 交付要綱

(1) 目的

障害児入所施設(児童福祉法7条)及び児童発達支援センターのうち、千葉市を 除く千葉県内に設置する民間施設に勤務する職員の待遇改善を図り、もって入所等 児童の処遇向上を目的とする。

(2) 事業

民間の障害児入所施設等で働く職員への人件費

6 交付申請

(1) 申請書(必要的記載事項) 申請額、事業の目的、補助金所要額調書、事業費算出内訳書

(2) 添付書類

施設の歳入歳出予算(見込)書抄本、認定書の写し

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知(交付要綱に特段の定めはない)。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

施設の歳入歳出決算(見込)書抄本、認定書の写し

二 指摘・意見

1 指摘

- (1) 手続の適正
 - ① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において、暴力団排除に必要な措置を講ずべき 義務が定められ、また、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付 事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に排除条 項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを県警に照会すべき ことが定められている以上、暴力団排除規定を制定し、県警に照会すべきである。

② 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書に領収書等の支出証拠書類が添付されていない。領収書等の支出証拠書類を確認しなければ、事業実施の有無やその内容を確認することができず、 不正受給や不正支出を招くおそれもあり、事業の見直しも不十分となる可能性も ある。よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 補助金支出の効果の検討

補助金支出の効果について、補助金の要件、額、存否等の検討のための資料とするための評価を行うことは重要であり、その有効な手段として、客観的な成果目標を立て、その達成度を測ることが考えられる。補助金交付は、事業の公益目的等を設定した上で、交付を行うはずである。そのため、客観的な成果指標によることができる場合にはそれを設定し、それが難しい場合も、客観化し得る方法を模索することが望ましい。そうしなければ、補助金を交付した目的がどの程度達成されたかを具体的に判断することができず、事業の内容を改善しようにもどこをどのように改善すべきか分からないし、そもそも事業内容を見直すという発想が浮かばない可能性もあり得る。それゆえ、補助金の交付に際しては、具体的な成果指標を設定し、実績報告書に基づいて、事業を行ったことによって成果指標をどの程度達成したかを検討することが望ましい。

(2) 手続の適正

① 要綱別表1第6号様式の協議書について

様式は要綱に設定されており、要綱2条において「補助の対象となる事業の種目、経費及び補助額は別表1のとおり」としており、別表1において「民間障害児入所施設等職員待遇改善事業認定(再)協議書により知事が認定した職員の雇用にかかる経費」を対象と定めているものの、協議を行うことについての要綱上の直接の根拠が不明である。協議を行うのであれば、協議を行う旨を要綱に定めることが望ましい。

第40 千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業

一 補助金の内容

1 概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律5条1項に規定するサービス付き高齢者 向け住宅の建築主に対して、その事業を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の当初予算額は、2億8000万円である。平成29年度の予算額 も、2億8000万円である。平成27年度の決算額は、2億8318万9000 円である。なお、平成26年度決算額は、予算を全額翌年度に繰り越したため、0 円である。

3 経緯

介護サービス事業所及び医療機関との連携が図られているなど、高齢者が将来支援を必要とする状態になっても住み続けることができる、より良質なサービス付き 高齢者向け住宅の供給を図る目的で設計された制度である。

4 受給者

交付を受けようとする事業者である。

5 交付要綱

補助金の交付事務の基準として「千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

高齢化が進む千葉県において、高齢の単身・夫婦のみの世帯の増加、要介護の高齢者の増加に対応するため、介護サービス事業所及び医療機関との連携が図られているなど、高齢者が将来支援を必要とする状態になっても住み続けることができる、良質なサービス付きの高齢者向け住宅の供給を図る目的で行う補助金。

(2) 事業

対象となるためには、原則として以下の条件を満たす必要がある。

- ① 国補助金交付要綱4条1号に定める国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助事業(以下「国補助事業」という。)として採択を受けていること。
- ② 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- ③ スプリンクラー設備を設置すること。
- ④ 都市計画区域の用途地域内に整備されるものであること。
- ⑤ 緑地又は空地の面積が敷地面積の3%以上であること。
- ⑥ 介護サービス事業所及び医療機関等との連携が確保されていること。
- ⑦ 住宅の供給予定地の市町村長と整備に関し事前協議が整っていること。
- ⑧ 高齢者住まい法に基づく登録が10年以上継続するものであること。 上記の要件を満たすことを前提として対象となる経費及び補助額は以下のとおりである。
- I サービス付き高齢者向け住宅を新築する場合

国補助事業の補助対象となった経費のうち、サービス付き高齢者向け住宅の建設に係る経費の20分の1以内の額とする。ただし、当該住宅の戸数に60万円 (夫婦型サービス付き高齢者向け住宅にあっては67万5000円とする。)を乗じた額を限度とする。

Ⅱ サービス付き高齢者向け住宅及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又

は小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事業所も可)を新築する場合 国補助事業の補助対象となった経費のうち、サービス付き高齢者向け住宅の建 設に係る経費の10分の1以内の額とする。ただし、当該住宅の戸数に120万 円(夫婦型サービス付き高齢者向け住宅にあっては135万円)を乗じた額を限 度とする。

Ⅲ 既存の建物を改良してサービス付き高齢者向け住宅にする場合

国補助事業の補助対象となった経費のうち、サービス付き高齢者向け住宅の改良に係る経費の6分の1以内の額とする。ただし、当該住宅の戸数に60万円(既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅にあっては75万円、夫婦型サービス付き高齢者向け住宅にあっては67万5000円とする。)を乗じた額を限度とする。

IV 既存の建物を改良して、サービス付き高齢者向け住宅及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事業所も可)にする場合

国補助事業の補助対象となった経費のうち、サービス付き高齢者向け住宅の改良に係る経費の3分の1以内の額とする。ただし、当該住宅の戸数に120万円 (既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅にあっては150万円、夫婦型サービス付き高齢者向け住宅にあっては135万円とする。)を乗じた額を限度とする。

V 他の補助金等(国補助事業による補助金を除く。)において補助対象とする経費を除く。

(3) 交付申請

① 事前協議

交付を受けようとする事業者は、交付申請前までに住宅の供給予定地の市町村長と事前協議を行うものとされる。市町村長は、事前協議において、内容を審査し、当該市町村の住宅政策又は介護保険事業計画等の観点から整合性について調整するとともに、当該住宅整備に関する意見について、サービス付き高齢者向け住宅整備の事前協議に係る意見書に記載して回答する。

② 交付申請

I 申請書

千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付申請書

Ⅱ 記載内容

申請額、事業の目的、事業完了予定年月日、事業計画書、補助額の算定表、補助要件等の確認表、誓約書、申請事業者と登録事業者が異なる場合には登録事業

者名と事業所などの所在地を記載する。

③ 添付資料

国の補助金の交付決定書の写し、耐火又は準耐火建築物であることが確認できるもの、スプリンクラー設備の設置が確認できるもの、緑地又は空地の面積が敷地面積の3%以上であることが確認できるもの、用途地域内に整備されることが確認できるもの、介護サービス事業所及び医療機関等との連携に関する協定書の写し、市町村長からの意見書、その他知事が必要と認める書類

(4) 実績報告

① 報告書

千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業実績報告書

② 記載内容

事業実績報告書、補助額内訳書

③ 添付書類

添付書類として、国の実績報告書類一式の写し、国の補助の額の確定通知書の写し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事業所を含む。)が適切に運用されることが確認できるもの

6 交付申請

任意に選択した簿冊を閲覧した限り、要綱が要求するとおりの申請書が提出されている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

要綱が要求する書式どおりの実績報告書が提出されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第41 千葉県観光振興事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本県観光産業の振興及び地域の活性化を図るため、(公社)千葉県観光物産協会が行う観光振興事業に要する経費に対する補助金である。

対象事業は以下のとおりである。

- ・観光宣伝事業(観光イベント等出展等)
- 物產振興事業 (県産品普及宣伝等)
- ・地方共同事業(日本観光振興協会共同キャンペーン実施)
- · 人材育成事業(観光人材育成支援等)
- その他(人件費)

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、6793万4000円である。平成29年度の予算額は、6954万5000円である。平成27年度の決算額は、6783万2000円である。平成26年度の決算額は、6046万5000円である。

3 経緯

平成8年度から開始されている。

関連簿冊が保存期間満了により廃棄済のため確認不能である。

4 受給者

公益社団法人千葉県観光物産協会

5 交付要綱

(1) 目的

本県観光産業の振興及び地域の活性化を図るため、(公社)千葉県観光物産協会が行う観光振興事業に要する経費を補助することである。

(2) 事業

- ・観光宣伝事業(観光イベント等出展等)
- · 物產振興事業 (県産品普及宣伝等)
- 地方共同事業(日本観光振興協会共同キャンペーン実施)
- · 人材育成事業(観光人材育成支援等)
- ・その他(人件費)

補助の範囲・割合が明らかにされていない(要綱2条2項で「知事が予算の範囲で別に定める額」と規定されている。)。補助率については、観光人材育成支援事業などの実際に行う事業内容(これは県と協議して決める。)に照らして検討することになるとのことであり、基本的に2分の1補助で行っている。なお、予算内示の時点で、(公社)千葉県観光物産協会に補助率を伝えているが、通知書では示していない。

(3) 交付申請

① 申請書

観光振興事業補助金交付申請書

② 添付書類

収支予算書、事業計画書

- (4) 実績報告
 - ① 報告書 観光振興事業実績報告書
 - ② 添付書類 収支決算(見込)書、事業報告書
- 6 交付申請
- (1) 申請書 観光振興事業補助金交付申請書
- (2) 添付書類 収支予算書、事業計画書
- 7 交付決定交付申請のとおりに交付決定がなされている。
- 8 実績報告
- (1) 報告書 観光振興事業実績報告書

経費配分) が添付される。

- (2) 添付書類 事業終了報告(事業報告書)、観光振興事業実績報告書(事業報告書、収支決算、
- 二 指摘・意見
- 指摘
 指摘はない。
- 2 意見
- (1) 効率性
 - ① 補助率の明示

要綱で補助の範囲・割合が明らかにされていない理由として、すそ野の広い観光産業にあっては、特定業種の業界団体の支援とは異なり、支援の形態も単純に決めることが難しいという事情がある。

しかしながら、補助の客観性及び効率性をできる限り確保するとともに、補助率を明確化する観点から、例えば事業の内容等で類型化して、補助対象ごとに一定の幅をもって補助率を示すなど、補助率等をどのようにして定めているか、記録に添付することが望ましい。